

第十四回 塩飽史談会資料

新編 丸亀市史 2 近世編

（塩飽関係抜刷）

平成七年六月十九日

第二章 塩飽人名領の成立

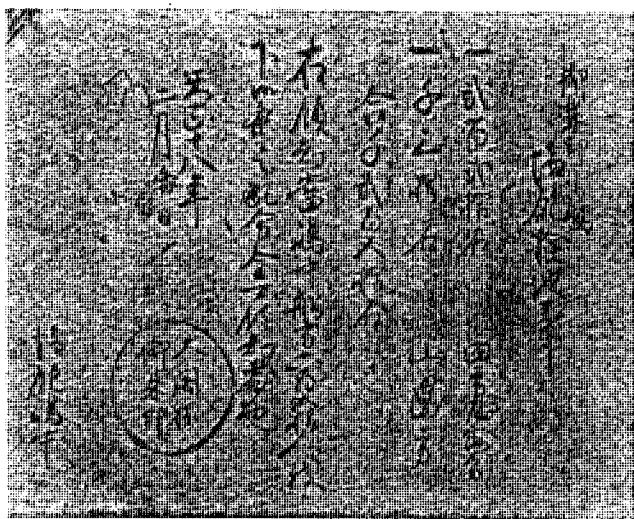
第一節 人名制

一 秀吉・家康と船方領知

秀吉と塩飽船 戦国の世の統一に当たり、瀬戸内の海上権を握ることはきわめて重要であった。信長・秀吉と家康はそれぞれ、塩飽に朱印状を出して、御用船・御用水主として塩飽の力を得ようとした。まず信長は、大坂表への海上輸送や本願寺への毛利氏の救援を妨げた塩飽の功績に対して、天正五年（一五七七）五月二十六日、朱印状を出した。

堺津に至る塩飽の船上下の事、先々の如く異儀有るべからず、万一違乱の族これ有らば、成敗すべき者也。これによって塩飽の前々から堺へいたる海上権を認められた。この「先々の如く」について、真木信夫は「堺港への上り下りの塩飽船は、航海中にも碇泊中にも船綱七十五尋の海面を占有することのできる権利」（『真木信夫海に於ける塩飽海賊史』）と説明している。中世以来の優れた塩飽船の活動を認めたものであろう。

秀吉は天正十八年（一五九〇）二月に朱印状を出した。現在、この朱印状だけが塩飽にないのは、島の年寄が家康に朱印状をもらうため江戸へ持参したが、返してもらわなかったためといわれる（明治の人名の請願書や牛島の「塩飽島諸事覚」に写しがある）。



天正18年2月晦日付「豊臣秀吉朱印状写」
（長徳院極楽寺蔵）

「香川県仲多度郡旧塩飽島船方領知高処分請願書写」明治三十四年一月の「備考」に次のようにある。「此朱印書は第二号徳川家康公ノ朱印書拝領ノ時還却シタルモノニテ今旧記ニ依リテ之レヲ記ス」。塩飽の一二五〇石の石高を船方六五〇人に領知させ、御用船と御用水主の性格を塩飽にもたらしたのは、この秀吉の朱印状からである。

家康の朱印状 家康が与えた朱印状は次のように、秀吉の朱印状の内容を確認するものであった。

- | | |
|---------|-------|
| 塩飽検地之事 | |
| 一式百貳拾石 | 田方屋敷方 |
| 一千参拾石 | 山 畠 方 |
| 合千貳百五拾石 | |

右領知、当嶋中船方六百五拾人ニ先判の如く下され候之条、配分せしめ全く領知すべき者也

慶長五年

（朱印）印文「忠恕」
九月廿八日

奉之
小笠原越中守

塩飽嶋中

右の秀吉と家康の朱印状では、塩飽の石高は一二五〇石であり、これを六五〇人の船方に領有させるといふものである。この船方が後に人名と呼ばれた。これによって人名は、御用船方となり、海上輸送の義務を負うことに

第一節 人名制

表1 正徳3年の塩飽島各浦所持の水主株数

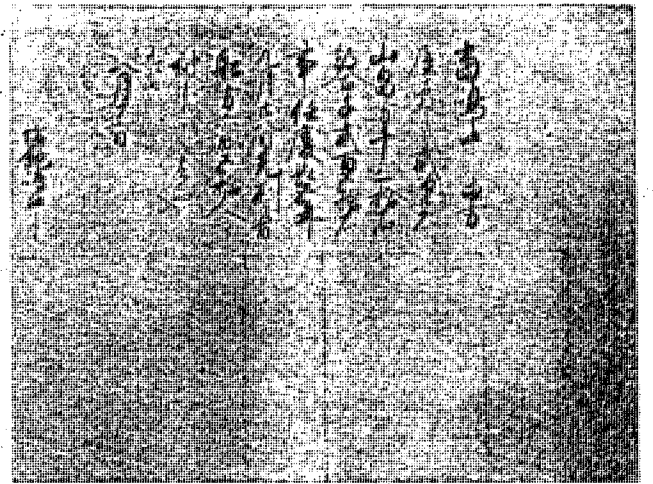
島名	浦名	家数	旧水主数	新水主数	朱印高		
本島	泊	341	62	90	147 694		
	笠島	231	53	78	182 14337		
	甲生浦	40	11	16	40 63245		
	大福田	72	16	23	94 014		
	尻浜	52	17	26	62 066		
	生之浜	69	28	40	57 37053		
広島	立石	51	11	16	35 775		
	江ノ浦	94	14	20	43 008		
	青木	78	10	14	13 9995		
	市井浦	67	8	12	18 3944		
高見島	柳島	249	53	77	50		
		114	5	7	20		
		110	46	66	154 269		
		121	25	37	79 352		
		15	9	9	10		
		27	13	20	13		
		96	28	40	106 41		
		57	6	10	44 93275		
		泊・笠島	肝煎分		2	2	
合	計	2,026	450	650	1,250		

正徳3年「塩飽島諸訳手鑑」(藤井家文書)より。

性格について真木信夫は、塩飽は人名と呼ぶ島民六五〇人の共有の領地であって「どの藩にも属しておらず、また天領すなわち幕府の直轄地でもなく、全くの独立した自治領」と述べている(真木信夫『瀬戸内海に於ける塩飽海賊史』)。ただ、塩飽への御触れの送付は、大坂船奉行等によって行われていて、御料(天領)としての性格をもっているといえる。

状を認めた上で今までの支配関係は変わりなく、一二五〇石と船方六五〇人の御用船方は認められたのである。人名の発祥 塩飽島の一二五〇石の領有権をもつ船方六五〇人を人名と呼んだ。そして、その全体は塩飽島中といわれた。人名の発祥については、元文二年(一七三七)六月に「人名株六百五十人」とみえるのが初見であるといわれる(五味克夫「讃州塩飽島の人名制と漁業制」『岡山大学文学部文科報告第九十号』)。また、人名という名称は塩飽だけであってほかにはない。この

塩飽からは度々朱印状について幕府に申し出をしている。この申し出に対して貞享元年(一六八四)九月十五日、勘定奉行から万年長十郎を通して、塩飽の朱印状の件は老中へ申し上げたところ、家康と秀忠の朱印状もあるし、家光と家綱の時は出していないので、今回も同様にするかと伝えてきた。万年長十郎も、今回も朱印状は下さらないが、何の差し支えもないので安心するようにと伝えてきた。したがってこれ以後も、家康と秀忠の朱印



寛永7年8月16日付「徳川秀忠朱印状」(塩飽勤番所蔵)

なったのである。この権利は、以後江戸時代を通じて一貫して認められた。ただ朱印状は、將軍の代替わりに出されるものであるが、秀忠の朱印状が最後になっている。当嶋中田方屋敷方式百廿石、山島方千三拾石、都合千式百五拾石事慶長五年九月廿八日、先判の旨に任せ船方六百五拾人に之を下さる者也

寛永七

(朱印) 印文「忠孝」

八月十六日

塩飽嶋中

ところで、人名は加子役であって、現実の人名数と同じではない。これを島ごと浦ごとに示すと表1のようになる(ただし、原史料に記された数字をそのまま記載した)。

この正徳三年(一七一三)の人名は、旧水主数四五〇人である。これは、塩飽の船方四四八人の地方人名に泊と笠島の年番二人を合わせたものである。そして、船前水主二〇〇人を新水主とし、合わせて六五〇人にした。しかし元禄十三年(一七〇〇)代官小野朝之丞から「船は浮物の儀に付、御加子役船手に持たせ候ては覚束なく候間、地方人名へ配分致すべく候」との指示があったので、廻船二〇〇艘の二〇〇人も地方人名に加えた。これが新加子であり、それまでの地方人名を古加子とした。

正徳三年の人名の分布をみると、本島の泊九〇、笠島七八で、塩飽全体の四分の一強を占めている。これは、古くから本島が塩飽の中心であることによっているといえよう。政治の中心となった年寄も、笠島・泊から出て、その家で政務が行われていたのであり、その下の庄屋も笠島と泊だけは年番と称した。その他、広島・高見島・手島・牛島・与島などである。人名は最初、本島・牛島・広島・手島・与島・檀石島・高見島の七島に配分されていた。その後正保元年(一六四四)、与島から沙弥島へ九人、万治二年(一六五九)、泊から瀬居島へ二〇人、高見島から佐柳島へ七人がおのおの移動した。さらに寛政九年(一七九七)には岩黒島へ三人が移動したので、一一島に人名がいることになった。

人名は株と同じように、分家すると、一人株を二つ・三つ・七つ・十・十一、二まで割り、一戸に一人株から数株もったり、一株の一部しかもたなかったり、浦全体の共有株としてもっていたところもあった。

一 年寄と庄屋・年番

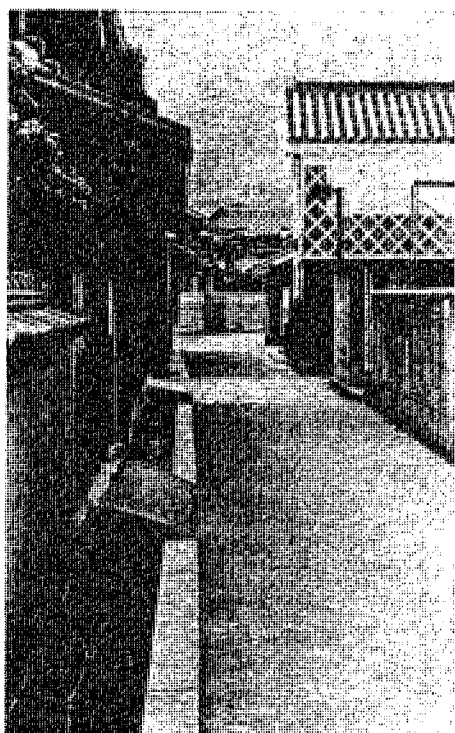
年寄 塩飽島中の政治は、大坂船奉行が幕府からの窓口となっていた。その中でも六五〇人の人名から選ばれた年寄四人が最高機関であった。この制度は、天正十八年(一五九〇)の秀吉の朱印状と慶長五年(一六〇〇)の家康の朱印状から出発している。ただ、天正年間(一五七三〜九一)の年寄には、宮本伝太夫、吉田彦右衛門、真木又左衛門、入江四郎左衛門が出てくるので、宮本・吉田・真木・入江の四家は、中世末にはすでに塩飽の政治権力をもっていたものと考えられる。したがって、人名六五〇人から選ばれた形をとっているが、それまでの塩飽の活動の中心にあったものが、当然認められたものである。

年寄の統治については、承応三年(一六五四)二月に次のように指示されている。

塩飽嶋中仕置之事

一 四人の年寄の内、一人宛年行司を定め置き、公儀の御用ならびに嶋中の用事万事ひきうけ、残り三人の者に相談いたし、精を入れ尽力申すべき事

一 嶋中田畠年貢の儀、庄屋三人宛年行司を定め置き、十六人の庄屋とも検見致し、相談をとげ、四人の年寄にも申し聞かせ……



笠島の町並み

表4 宝永元年の庄屋と持高

浦名	庄屋名	持高	浦名	庄屋名	持高
甲	生浦田	石 43	茂高	浦島	石 14
大	平兵衛	35	見柳	島	02
福	清左衛門	063	佐手	島	02
尻	源左衛門	108	沙弥	島	83
生	七左衛門	22	牛	島	15
立	兵左衛門	59	居	島	18
江	吉兵衛	03	瀬	島	17
青	権八衛門	01	与	島	63
市	小兵衛	02	石	島	26
茂	利右衛門	71			

「塩飽島諸事覚」(長徳院極楽寺文書)より。

表3 宝永元年の年番

笠島	喜兵衛
	小右衛門
	弥兵衛
泊	孫太夫
	与三右衛門
	弥右衛門

「塩飽島諸事覚」(長徳院極楽寺文書)より。

表2 正徳3年年寄の居宅と持高

年寄	居宅	持高
宮本伝太夫	坪 72	石 15 4756
宮本伝右衛門	41.5	0 437
宮本助之丞	64	0 3595
吉田彦右衛門	53	7 8857

「塩飽島諸事覚」(長徳院極楽寺文書)より。

年間の配分も八九石余で、庄屋の二石よりはるかに多いものであった。庄屋・年番 塩飽では、年寄四人の下に、庄屋と年番が浦々に一人ずつ置かれて政治に当たり、さらに補助として組頭が置かれた。庄屋は全般に各浦または島々にも置かれたが、「年番」というのは例がない。古文書の上では、庄屋の次に年番を書いているが、役職の上では差をつけていないようである。

しかし年番は、笠島と泊にだけ置かれている。この両浦は、中世からの政治の中心であり、四人の年寄もここから出ていることを考え合わせると、年番は塩飽政治の中心の浦に置かれたことがわかる。庄屋は、本島と広島は浦ごとに一人ずつ置かれたが、他は島ごとに一人ずつ置かれ合わせて一九人であった。前出の「塩飽島中仕置之事」においても、田島年貢の決定は、庄屋三人ずつが「年行司」を勤め、他の

一年中のうけ払、十六人の庄屋立合い勘定相究め、その上四人の年寄に見せ、判形取りおくべき事
すなわち、年寄四人のうち一人ずつ年行司を決めて政治に当たり、あとの三人に相談しながら実施する方法であり、年寄は四年ごとに当番になることである。そして田島の年貢にしても、うけ払いにしても庄屋が調べたもの承認を与えるのである。同時に年寄は、朱印状の保管や奉行・代官への報告など重要な仕事をしてきた。
なお正徳三年(一七一一)の年寄は表2のとおりである。居宅も大きく、

一六人の庄屋と相談することになっている。これは山年貢や年中のうけ払いでも一六人の庄屋が立ち合って相談するようにしている。

三 島々の状況

家数・人口 元禄十年(一六九七)の家数・人口・石高をみると表5のようになる。家数一九五四戸のうち、本島笠島二七〇戸、泊三八七戸、高見島二二六戸で、本島の泊・笠島二浦が中心になっていることがわかる。人口一万七五五人のうち、泊が二〇八八人、笠島が一三六二人、高見島が一二四四人で、ここでも泊・笠島二浦が中心になっている。また田畑高一二五〇石のうちでも、笠島二一六石余、泊一三〇石余、手島一四五石余、与島一〇五石余であり、ここでも笠島・泊が中心になっている。これは政治上、歴史的にも笠島・泊に年寄がいて中心になって発展してきたことによるものと考えられる。

正徳三年(一七一一)の塩飽の家数は二〇二六戸、人口一万七二三人、享保六年(一七二一)は二〇三六戸、九七二三人、明和

表6 牛島の家族構成(天保11年)
総数 333人(男 157人・女 176人) 91戸

氏名	家族数	氏名	家族数	氏名	家族数	氏名	家族数
庄屋 惣兵衛	7	ちよ う	3	清三郎	3	半七	2
伝七	8	甚兵衛	3	紋吉	4	勘七	2
勘太郎	2	那ち	1	那り	1	七兵衛	6
与三右衛門	4	長左衛門	3	喜兵衛	3	五左兵衛	1
茂吉	3	熊右衛門	4	利助	4	留蔵	9
久次郎	2	せよ	2	義六	2	善右衛門	4
長四郎	4	佐吉	2	源兵衛	3	政蔵	7
長九郎	5	長十郎	2	清八	2	なよ	2
里や	2	平四郎	6	金蔵	2	嘉三郎	3
きん	4	徳兵衛	7	宇平	3	嘉八	3
とく	2	甚助	4	源左衛門	6	三平	3
伝八	3	弥右衛門	3	嘉七	3	長蔵	7
里似	3	七兵衛	1	喜平	3	利兵衛	5
鶴五郎	2	庄兵衛	5	半右衛門	7	治郎太夫	9
法満	1	久兵衛	4	金左衛門	6	庄六	4
新兵衛	3	八蔵	5	さつ	1	平右衛門	4
嘉四蔵	5	権兵衛	1	善七	2	好蔵	3
於法	4	八右衛門	4	与八	6	半四郎	6
やく	1	きの	5	四左右衛門	2	勘兵衛	6
(一向宗) (19戸)	(65人)	源太郎	2	法那	1	芳兵衛	1
組頭		甚太夫	3	金三郎	4	菊太郎	4
久左衛門	4	善右衛門	3	きこ	2	長徳院	3
金十郎	7	仁兵衛	7	七郎右衛門	1	(真言宗) (72戸)	(268人)
新太郎	4	むや	1	石蔵	7		

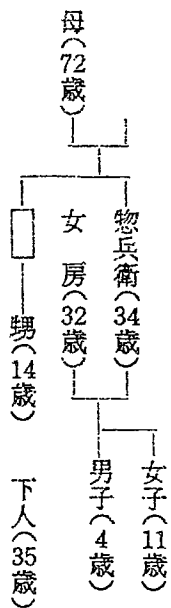
「塩飽領牛島一向真言宗門改帳」(長徳院極楽寺文書)より。

表5 塩飽の家数・人口・石高表(元禄10年)

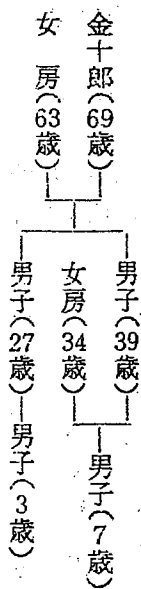
浦名	家数	人口			田高	畑高	高合計
		全体	男	女			
本島笠島	270	1,362	726	636	34 784	182 091	216 875
" 泊	387	2,088	817	1,271	33 249	97 557	130 806
" 甲生	47	197	115	82	—	28 530	28 530
" 山西	67	329	175	154	47 199	47 580	94 779
" 福田	45	240	124	116	—	62 748	62 748
" 尻浜	63	345	174	171	—	58 604	58 604
" 生之浜	52	281	152	129	3 314	43 335	46 647
与 島	89	508	281	227	26 318	79 524	105 842
手 島	94	580	310	270	25 000	120 963	145 963
高見島	226	1,244	640	604	—	45 050	45 050
佐柳島	74	437	244	193	—	18 200	18 200
櫃石島	55	313	166	147	8 006	33 774	41 780
牛 島	120	728	453	275	6 356	74 538	80 874
広島立石	56	343	190	153	12 822	24 986	37 808
" 茂浦	75	376	195	181	11 628	20 833	32 461
" 市井	59	301	151	150	—	19 871	19 871
" 青木	67	386	194	192	—	15 940	15 940
" 江ノ浦	80	527	270	257	11 327	33 760	44 403
沙弥島	12	60	30	30	—	10 000	10 000
瀬居島	16	123	58	65	—	13 000	13 000
合計	1,954	10,755	5,459	5,296	石 220	石 1,030	石 1,250

「塩飽家数人数高付島数帳」(藤井家文書)より。ただし、合計数字は原史料のままとした。

二年（一七六五）は二〇四六戸、九七六七人、寛政二年（一七九〇）は一九六九戸、九一六五人である。ここま
 でみてくると、江戸初期の家数は二〇〇〇戸前後、人口は一人前後とみえる。廻船業のところでもふれるが、
 塩飽の廻船業の全盛期は、寛文期から享保期にかけての半世紀であり、約二〇〇艘の廻船の水主は三〇〇〇人は
 必要であったと考えられる。塩飽の一人の人口では三〇〇〇人の水主は賄い切れぬ。そのため、対岸の下津
 井四か浦から多くの漁民を水主として雇用したほどである。
 ここで塩飽の家族の一例として、時代は下るが牛島の天保十一年（一八四〇）の場合をみてみよう。総戸数九
 一戸、人口三三三三人で、男子一五七人、女子一七六人である。また、一向宗一九戸、真言宗七二戸である。一戸
 平均家族は、三・六人である。庄屋は惣兵衛、組頭は久左衛門と金十郎である。もっとも多い家族は、留蔵と治
 郎太夫の九人で、やく等一二家族は一人である。全体として血族だけで、もう小家族化している。庄屋の家族を
 系図化すると次のようになる（七人家族）。

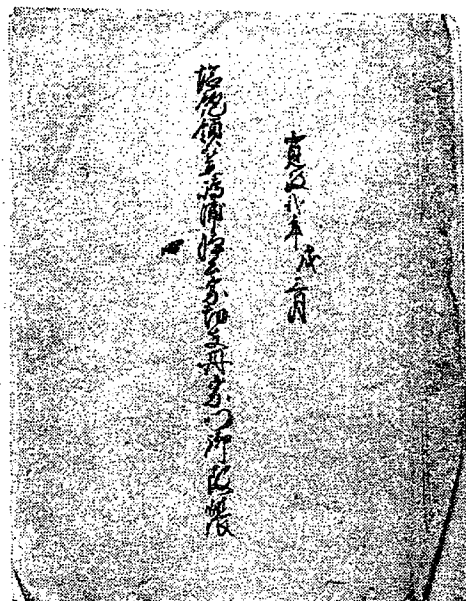


庄屋惣兵衛の家には「下人」が一人いて、家の内外の世話をしている。もちろん血族ではない。近世初期には
 下人とか下女とされたものが、おのおの家族として庄屋の屋敷に住んでいたもので、三〇人とか一〇〇人を超える
 大家族であった（丸亀藩五郷、高松藩水主村）。それが享保期ころから小家族に大きく変化している。
 次に組頭金十郎の家は次のようである（七人家族）。



この場合は血族だけの家族である。

次に本島の笠島の場合をみてみよう。寛政二年（一七九〇）
 三月の宗門改帳（藤井家文書）によると、年寄は宮本伝太夫、吉田彦
 右衛門、宮本伝之助、宮本政吉であり、笠島の年番は浅右衛門
 と惣兵衛である。一戸当たりの家族は一〜九人で、一六〇戸、



笠島の宗門改帳（藤井家文書）

表7 笠島の家族（寛政2年）

家族数	戸数
1人	10
2	25
3	33
4	23
5	29
6	22
7	13
8	4
9	1
合計	160戸 660人

「塩飽領笠島浦切支丹宗門御改帳」（藤井家文書）より。

六六〇人であり、平均家族は四・一三人である。また五人組は三四組である。
 家族数は最大でも九人で、五人家族が二九戸と一番多い。このころはもう十八世紀も終
 わりになっているので、大家族の存在は認め

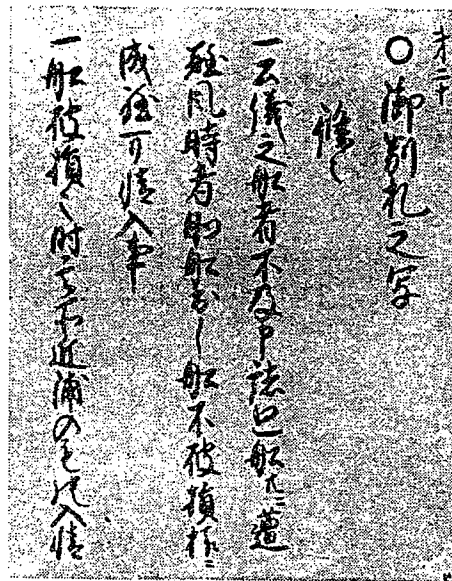
られず、小家族化への傾向が続くようになっている。

正徳三年の島ごと、浦ごとの家数は表8のとおりである。これによると、本島の泊三四一戸、笠島二三五戸の
 占める割合は大きい。やはり古くから、政治の中心として発達した泊・笠島の特色が出ている。

また笠島・与島・青木・江の浦と櫃石島の五か所では、大坂城御普請のとき、石を切り出した石場があったのであり、広い地域で採石が行われていたことがわかる。

配分高 朱印高を水主・年寄・年番・庄屋などに配分したものをみると、笠島一七三石余、手島一三六石余、泊一二九石余、与島一〇〇石余が多い。水主一人に一石として配分し、年寄などへの納入を入れているので、年寄の多い笠島・泊や水主の多い浦々で配分高が多くなっている。

しているものと思われる。



制札場の条々 (歴民蔵 岡崎家文書)

表10 御制札場

泊 (3か所)
笠島 (3か所)
その他、島々、 浦々18か所 (1浦に1か所)

表11 御用石丁場
(大坂御城御)
(普請の石場)

笠島・与島
青木・江ノ浦
櫃石島

は、キリスト教の禁止とか廻船への規則とか、尋ね人などについてここから知らされるのである。浦に一か所であるが、泊と笠島が三か所ずつであることは、家数の多さなどが関係

表9 御改鉄砲

浦名	鉄砲数
泊	10
笠島	4
立石	7
江ノ浦	3
青木	2
茂浦	2
高見島	1
手島	1
佐柳島	1
牛島	3
与島	2
櫃石島	1
合計	37

「塩飽島諸事覚」(長徳院極楽寺文書)より。

制札場は、大坂の奉行から来た幕府の規則などを一般に知らせる場所である。泊の木鳥神社の前に大きな制札場が残っている。瓦葺き、手前に格子状をつくり、内へは入れないようになっている。奥の壁に木板を打ち付けていて、木製か紙製のものに書いた規則を張っておく。一般の人々

鉄砲改め・制札場 鉄砲改めは、米や麦などの収穫期に、鳥やシカ・イノシシなどの害を防ぐために浦々に貸し与えた鉄砲の数を調査することである。庄屋や鉄砲師の家に保管され、普通は空砲の音で驚かせるために使用するが、被害の多いときには実弾を貸与された。塩飽三七挺のうち、泊一〇挺と立石七挺が多いが、一般には一浦に一〜三挺である。

表8 正徳3年塩飽の家数

島名	浦名	家数
本島	泊	341
	笠島	235
	甲生	40
	大浦	72
	福田	52
	尻浜	69
	生之浜	60
広島	立石	51
	江ノ浦	94
	青木	78
	市井	67
	茂浦	78
高見島		249
佐柳島		114
手島		110
牛島		121
沙弥島		15
瀬居島		27
与島		96
櫃石島		57
合計		2,026

「塩飽島諸事覚」(長徳院極楽寺文書)より。

表12 宝永元年の浦別配分高

浦	配分高	納入高(1位)
笠島	石 173 9122	古加子53人分 (53石) 吉田彦右衛門へ (22石) 宮本助之丞へ (28石)
泊	129 97589	古加子62人へ (62石) 新加子28人へ (28石)
甲生	34 61215	古加子11人へ (11石)
大浦	60 61475	宮本伝太夫へ (35石)
福田	78 066	宮本助之丞へ (50石)
尻浜	78 261	宮本伝右衛門へ (36石)
生之浜	58 58	古加子23人へ (23石)
牛島	93 537	宮本伝太夫へ (53石)
立石	27 659	古加子11人へ (11石)
江ノ浦	36 64	古加子14人へ (14石)
茂浦	23 11	古加子10人へ (10石)
青木	17 4995	古加子10人へ (10石)
市井	22 044	古加子8人へ (8石)
手島	136 824	古加子46人へ (46石)
与島	100 556	吉田彦右衛門へ (57石)
石島	40 81	宮本伝右衛門へ (29石)
瀬居	20 0	古加子13人へ (13石)
沙弥	10 0	古加子9人へ (9石)
高見島	80 0	古加子53人へ (53石)
佐柳島	20 0	古加子5人へ (5石)

「塩飽島中納方配分帳」(塩飽勤番所蔵)より。

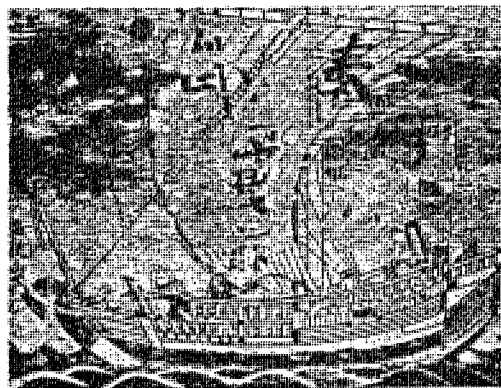
第二節 幕府の廻米体制と塩飽

一 幕府の廻米体制

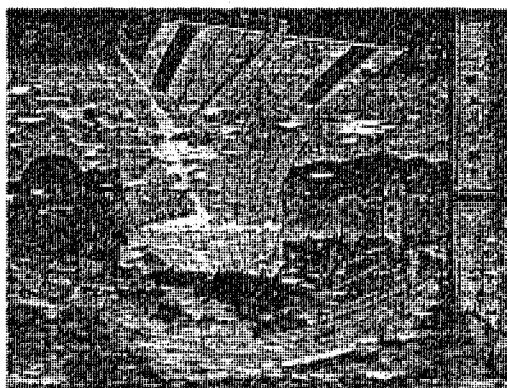
初期の塩飽廻船 江戸時代になって、江戸と大坂が大消費地として発展した。ここへ米を大量に輸送する必要に迫られた幕府が、種々の廻米制度を作り上げた。

ところで、江戸時代初期の塩飽廻船——とくに西廻り航路成立までの塩飽廻船をみたのが表13である。秀吉の時代には、九州や朝鮮出兵に参加する武士の兵糧米・武器を輸送するなどの役目もあった。表にあるように、巡見使・江戸城修築・藩主の改易などに船や水主を提供している。これは、信長・秀吉・家康の朱印状によって権力と結びついた御用船・水主という性格にもとづく活動であることを物語っている。

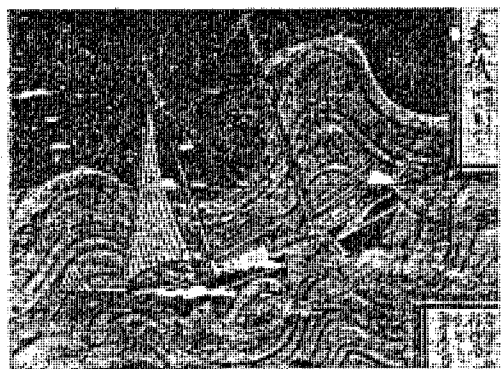
さて塩飽諸島では、船による活動が盛んであったため、各地に船絵馬や船雛型の奉納がみられる。本島泊の大師堂には、慶応三年(一八六七)五月奉納の朝日丸がある。一一反帆で、帆印が二か所にあり、背景は朝日である。広島島の立石の八幡神社には、尾上吉五郎の奉納した絵馬が多い。絵師は吉本善京である。広島島の茂浦の塩釜神社には、県内最古と思われる天明期の船絵馬が三面ある。近くの山本家の奉納であって、背景には住吉神社と高灯籠があり、やや傷んでいるのでかえって船絵馬の製作過程がわかる。広島島の江の浦の広島神社には、珍しい



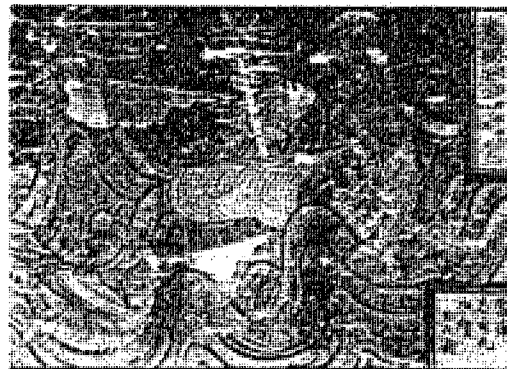
天明期の絵馬 (塩釜神社蔵)



泊の船絵馬 (木烏神社蔵)



海難の絵馬 (広島神社蔵)



海難の絵馬 (広島神社蔵)

絵馬としては珍しいものである。他の一面は傷んでいるが、普通の船体の図を、水押を下げて張り、人物も波で消し、改めて両手を合わせた人物を描くという海難の絵馬の製作過程をよく示している。本島にも海難の絵馬が一面保存されている。

廻米体制 政治の中心になった江戸は、ときに人口一〇〇万人を超え世界一の都市になり、大坂は商業の中心として栄え大消費都市に成長する。そこで、米を大量に輸送する必要に迫られた。それは、日本海各地の米産地から江戸・大坂への輸送である。幕府は最初、商人に請け負わせる方法をとった。それは明暦二年(一六五六)十月、大坂商人の川崎屋喜左衛門、吉文字屋喜兵衛、小島屋長兵衛の三人が、雇船調達の請負をしたことから始まるという。それ以前は、寛永二年(一六二五)五月に津軽藩の米を青森から江戸に輸送したり、同三年には仙台藩が石巻

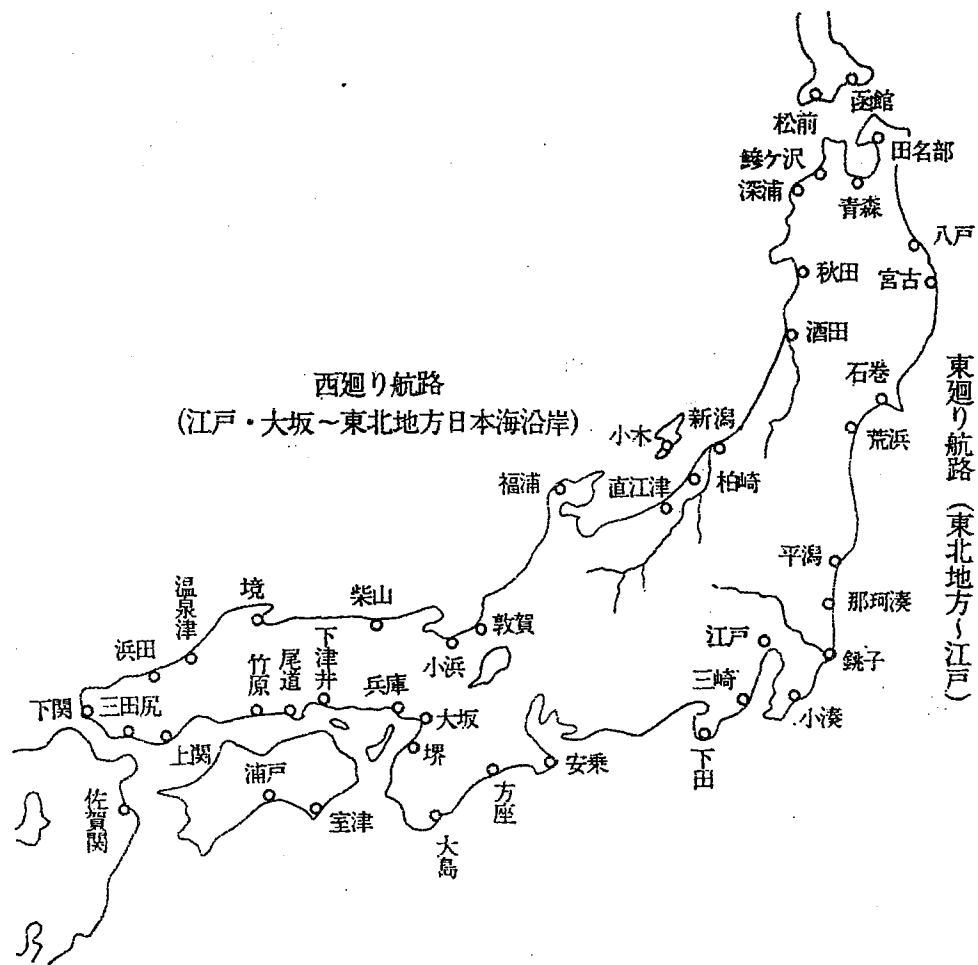
表13 塩飽船の活動

年 代	事 項
慶長11年	1606 小堀新助の巡見に、41人が12日間出役 備中連島から米・材木・鉄材を大坂へ運送
慶長11～ 元和8年	1606～ 1622 江戸城修築に、堺から江戸へ20艘で瓦を運送 江戸城西ノ丸修築に、13艘で木材を運送
元和元年	1615 大坂夏の陣に、備中から堺へ兵糧米を廻送
寛永9年	1632 熊本城主加藤忠広の改易に70艘を出す 老中稲葉丹後守の肥後西下に頼まで宮本伝左衛門が勤め、 のちに船35艘を出す
寛永14年	1637 島原の乱に24艘を出し、戦陣の必需品を大坂から島原へ運送。 またこの乱に、塩飽から35艘と391人の水主を出し武具と人馬を運送
寛永17年	1640 生駒騒動後、高松城受け取りの役人に、役水主300人を37日間出し、大坂から高松まで勤めた
承応3～ 宝永元年	1654～ 1704 長崎奉行の下向に、毎回120人～180人の水主を出す
天和元年	1681 高田藩主松平光長の改易に、75艘を出し没収米を江戸へ廻送
享保年中	1716～ 1735 朝鮮使節来朝のたびに、大坂川口の出入り、淀往来の川船の役加子を勤める

「塩飽島諸事覚」(長徳院極楽寺文書)より。

海難の絵馬が三面ある。明治十五年と十六年の奉納であるが、海難の絵馬は、ほとんどの奉納が明治期に入ってからである。一面は和船で大きな波の中で帆を下げ、楫を三人でもち、積み荷の米を海へ流している。船乗りは両手を合わせて、左上の御幣(神様)を拝んでいて、そこからは何本かの光が出て船を助けている。一面は洋式船で、伝馬も後部に置いている。この絵馬の特色は、船の後部からロープを流していることである。ロープの先には錨などは結んでいない。これは荒波の中でロープを流すと船の安定が保たれるという航海技術を示したもので、

図1 西廻り航路と東廻り航路



と。廻船には「官職」を立て入港税をなくすること。下関には水先案内船を置き、鳥羽港の菅島では毎夜烽火を上げること。寄港地は佐渡の小木、能州の福浦、但州の柴山、石州の温泉津、長州の下関、大坂、紀州の大島、勢州の方座、志州の安乗、豆州の下田として、番所を置き、沿岸の諸侯や代官にも御城米船を保護させること。こうした条件のもとに海上八〇〇里の運送をした。こうして河村瑞賢は、それまでの商人請負方式を改め、幕府が直接雇った船によって御城米

から江戸に輸送したりしたことがあったが、江戸の人口増加がはげしくなると、商人請負の制度ができてきた。やがて明暦三年の江戸大火の影響を受け、なおいっそうの江戸廻米を迫られると、万治二年(一六五九)、出羽国の江戸廻米を、江戸商人正木半左衛門・伊勢屋孫左衛門に請け負わせ、酒田から西廻りで江戸に輸送した。この廻米方法は、川船や廻船の調達をして輸送途中の損害など一切の責任をもった請負であった。初期の商人請負では、請負料が高くなり、安全性にも欠けるところがあり、幕府は自ら廻船をつくるか、直雇の直営方式によらなければならなくなった。ここで寛文十一年(一六七一)と十二年の東廻り航路と西廻り航路の成立となった。塩飽廻船が、河村瑞賢の意見によって直雇になったのはこのときである。享保五、六年(一七二〇、二一)になると、江戸商人筑前屋作右衛門の差配する船に御城米を輸送させる、廻船問屋と商人請負の廻米体制が成立する。

二 西廻り航路と塩飽

西廻り航路 寛文十二年(一六七二)、河村瑞賢の計画によって実施されたもので、日本海岸の幕府領(御料)の米を江戸に運送するものである。瑞賢はこれより前、寛文十一年に、奥州桑折・柳川や福島を江戸に運送する東廻り航路の開拓に成功していた。

西廻り航路は、出羽国最上郡の御城米を日本海を南下して瀬戸内に入り、さらに江戸へ運送するコースである。瑞賢は、まず廻船として北国海運に慣れている讃岐の塩飽・直島、備前の日比浦、摂津の伝法・河辺・脇浜などの船を採用した。最上川の川船運賃は幕府が出し、酒田に米蔵を建て、船に積むまで幕府が費用を出すこ

を運送することに成功したのである。塩飽廻船もその西廻り航路に組み込まれていくのである。

塩飽廻船の採用 塩飽廻船が御城米運送の船に採用されたのは、河村瑞賢の勧めによるものであった。新井白石は塩飽廻船を評して次のように述べている。

北運の海路はきびしく遠い、潮汐は險悪、また東海一帯の比に非ず、船隻は北海の風潮になれたものを採用する要がある。讃州塩飽・直島、備前州日比浦、摂州伝法・河辺・脇浜等の船、皆これに充用すべき、塩飽船隻はとくに完璧精好、他国にみられない、その人々はまた淳朴。

〔奥羽海運記〕

これを見ると、塩飽廻船は、「完璧精好」な廻船を持ち、「淳朴」で卓越した航海技術をもっているから御城米運送の船に採用されたのである。さらに「北海の風潮に習慣せる者を雇募する」という条件から、塩飽廻船が日本海を乗り切る大型の廻船であったことも採用される理由であった。

このような塩飽廻船と船乗りの特性だけでなく、塩飽のこれまでの中央政権と結びついた歴史があったことも考えておく必要がある。中世末期には日本の近国に進出したともいわれ、織田信長からは今までの多くの特権を認められた。豊臣秀吉の九州征伐に兵糧米を運送したり、小田原征伐にも軍役を出したりした。さらに朝鮮出兵には五七〇人余の水主を出し、天正十八年（一五九〇）には秀吉から朱印状が与えられ、御用加子浦として採用されるようになった。そして徳川家康もこれを確認した。こうした特権が塩飽廻船問屋隆盛を支えたといえる（第一節参照）。

船乗りの雇用 前述のように、西廻り航路ができる前後の塩飽は、船乗り三四六〇人（貞享四年）、船数四七二艘（正徳三年）ほどである。しかし塩飽廻船が全盛期と思える寛文期から元禄期にかけては、塩飽だけの水主では不足であつたらしく、対岸の下津井四か浦から水主を雇用していた。下津井四か浦は、吹上村・田ノ浦村・

長浜村・大畑村である。一例を示すと次のものである。

九月廿八日罷戻り申候

一 今度私共義、塩飽ノ内笠島村七兵衛船、松前之内あさし村へ参、則大坂へ参申度御座候、願之通り遣され下され候へ、忝く存じ奉るべく候、尤御法式之義何ニ不寄先方ニ而も相背き申さず、八月廿八日比ニハ罷戻り判消し申すべく候、已上

元禄三年三月五日

長浜村加子 喜 介 印

右之通吟味仕相違御座なく候、願之通り遣され下さるべく候、已上

同村名主 与左衛門 印

下肝煎味野村 善左衛門殿

〔岡山大学附属図書館蔵〕他
〔国行願留候〕荻野家文書

この史料は下津井四か村の水主や漁民が雇われたことを示すものであるが、これを表示すると表14のようになる。年代的には元禄三年（一六九〇）が多く、以後少なくなる。塩飽廻船の衰微とかかわりがある。雇用先は、与島がとくに多く、泊・笠島・櫃石島がこれに続く。行き先は、日本海岸が大部分であり、遠く松前までも出掛けている。ほかに、瀬戸内とくに大坂方面、さらに江戸へも出掛けている。表15に、先述の五か年における雇用した船主名を挙げたが、与島・笠島の船主が多いことが目立つ。その期間は三か月から六か月、さらに一か年に及ぶことがある。これは主には、御城米運送と考えられるが、大名の御蔵米の運送にも当たったと思われる。

表15 下津井4か浦から船乗りを雇った塩飽船主（貞享2年～元禄12年）

	船	主
与島	惣右衛門 久助 久太夫 辻松 半右衛門 久二郎 仁左衛門 九兵衛 次兵衛 助吉郎 六右衛門 彦兵衛 太郎兵衛 助左衛門 庄左衛門 吉郎兵衛 彦七 彦左衛門 惣左衛門 九郎左衛門 彦八 助吉郎 彦八郎 弥左衛門 金兵衛 卯吉郎 吉左衛門 次郎兵衛	
笠島	善太夫 清右衛門 伊右衛門 宇右衛門 彦重郎 伊左衛門 与吉郎 重右衛門 猪右衛門 源兵衛 彦三郎 七兵衛 十右衛門 利兵衛 権助	
泊	源左衛門 与三左衛門 久左衛門 小左衛門 万大夫 庄左衛門	
櫃石島	九左衛門 三右衛門 彦九郎 孫七 太郎兵衛 加左右衛門 勘介 七郎右衛門	

「他国行願留帳」（荻野家文書）より。

津軽の塩飽船 御城米を輸送して塩飽廻船業の全盛期にあった元禄期に、津軽方面で材木（秋田杉）を積んで江戸に上った船があった。津軽藩のもっとも重要な港といわれる鯉ヶ沢の役人の記録からみると、多くの塩飽船が材木や米を積んで寄港したり海難に遭遇したりしている。鯉ヶ沢は北日本でも主要な交易港であった。

元禄二年（一六八九）から同十四年（一七〇一）の間に活動している。船頭には牛島の丸尾五左衛門の船（丸尾与四兵衛、丸尾善四郎ら）や立石の左兵衛の船などがあり、大坂商人の雇船の形式の船もある。船は六五〇石積みから八〇〇石積みで、松前から米を積んで鯉ヶ沢の沖で海難にあった船もある。荷物の「材木」は秋田杉であった、津軽藩の「御用材」もある。一例をみると次のようになる。

表14 他国行願出の人数と塩飽

（地名は行先、数字は人数）

地域	貞享2年	元禄2年	元禄3年	元禄7年	元禄12年
与島	(55) 越中31、出羽19 酒田3、越後1 加賀1	(67) 肥後4、肥前1 越中19、江戸6 出羽26、奥州5 越後5、松前1	(82) 江戸19、出羽23 越中3、播磨2 越前6、幡州8 高砂4、松前2 奥州1、肥後10 豊後4	(18) 出羽酒田6 出羽10 越中2	(3) 出羽3
泊	(2) 越中1、出羽1	(1) 出羽1	(12) 伊予4、出羽4 越前3、越中1		(1) 出羽酒田1
笠島	(8) 越中3、出羽5	(13) 江戸3、越後7 奥州2、北国1	(16) 出羽6、松前2 奥州1、肥後2 豊後5	(1) 出羽酒田1	(3) 出羽2 江戸1
櫃石島	(4) 出羽4	(4) 越後1、出羽2 奥州1	(13) 江戸5、出羽4 豊後2、肥後2	(4) 出羽酒田1 出羽3	(2) 出羽2
広島		(2) 越中2			
茂浦	(1) 出羽1				
山西	(2) 越中2				
手島		(1) 松前1			
高見島		(1) 1			
合計	72	89	123	23	9

「他国行願留帳」（荻野家文書）より。

田嶋

表16 津軽における塩飽船

年 代	船 頭	荷 物	事 項
元禄2年9月	塩飽八左衛門	材木	銀1貫380匁屋預
元禄4年6月	塩飽作左衛門	米 1,201俵	5月28日塩戸村にて破損
元禄5年4月	塩飽惣右衛門	米 1,625俵	13人乗破損
"	塩飽六郎左衛門	米 1,646俵	15人乗破損、水主4人見えず
"	塩飽弥七郎	米 1,648俵	14人乗破損、水主2人見えず
"	塩飽長兵衛	米 1,632俵	15人乗破損、水主1人見えず
"	塩飽四郎兵衛	米 1,300俵	船へ水入
"	塩飽喜右衛門	米 1,396俵	米少々打込
"	塩飽弥三右衛門	米 1,135俵	米150~160俵水打込 入付銀1か年に50貫目10か年 間
元禄9年9月	牛島丸尾与四兵衛	材木	材木買入申出
元禄10年4月	丸尾善四郎	材木・糶米	650石積
元禄10年6月	塩飽伊左衛門	材木	650石積
"	塩飽嘉右衛門	材木	820石積
"	塩飽孫左衛門	材木	
元禄11年6月	塩飽吉兵衛	材木	
元禄12年7月	塩飽丸尾与四兵衛手船 船頭六郎右衛門	材木	14人乗破船、1人死亡
"	塩飽立石左兵衛手船 船頭三郎右衛門	材木	15人乗破船
"	塩飽丸尾与四兵衛手船 船頭惣左衛門	材木	11人乗、大風
元禄13年2月	丸尾弥左衛門	材木	金1,700両
元禄14年5月	立石徳兵衛		800石積
"	塩飽市之丞	材木	800石積、松前より
"	立石松右衛門	材木	770石積
"	権左衛門・徳兵衛・次 兵衛		鱈ヶ沢より出舟
"	讃岐の金右衛門		秋田にて破損
"	塩飽彦兵衛		十三湊目付
"	塩飽丸尾庄兵衛		十三湊目付
"	立石平三郎・伝次郎	米	青森より米850石積
"	塩飽嘉兵衛	米	700石積、鱈ヶ沢へ
" 6月	丸尾与四兵衛	材木	
"	松右衛門	米 660俵	20両、破船

「江戸登御用材廻船日記」(東京大学 安達裕之提供)

(元禄十一年六月十八日)

(元禄十二年七月十六日)

江戸廻舟米材木積登候舟頭筑前久左衛門、塩飽吉兵衛ニ廻壯式通相調、笹森治左衛門方江遣之

一当所ニ而破損舟在之候付、舟宿笠嶋五兵衛、能登屋清兵衛、三国屋源右衛門口上書三通差上申候
口上書之覚(船名のみ記入)

拾四人乗 塩飽丸尾与四兵衛手船、船頭六郎右衛門

拾五人乗 塩飽立石左兵衛手船、船頭三郎右衛門

拾七人乗 塩飽丸尾与四兵衛手船、船頭惣左衛門

こうして塩飽廻船が御城米輸送の全盛期を迎えていたころ、津軽藩の材木を江戸へ積み上っていた塩飽廻船もあつたことがわかる。以下津軽での動きについては第十一章五節を参照してほしい。この塩飽廻船の動向は表16にまとめた。

今子浦の塩飽船 京都府の日本海側にある丹後半島に今子浦がある。ここに船番所が置かれ、諸国の船は、ここで一定の手續きをしたが、その「船番所記録」をみると、塩飽の船の活動がわかる。

享保四年(一七一九)には、尻浜・青木・牛島・笠島・泊・広島・立石の船一五艘がみえ、乗り組みも一〇人から一七人乗りまでであると記載されている。

さらに「船番所記録」によると、幕府の御城米を積んだ塩飽船は次のとおりである。

- (1) 享保四年 一七人乗の笠島の船が越後御城米
- (2) 享保四年 牛島の丸尾甚左衛門の船一七人乗りが越後御城米

図2 今子浦「船番所記録」による瀬戸内の船数と浦名(享保4~11年)

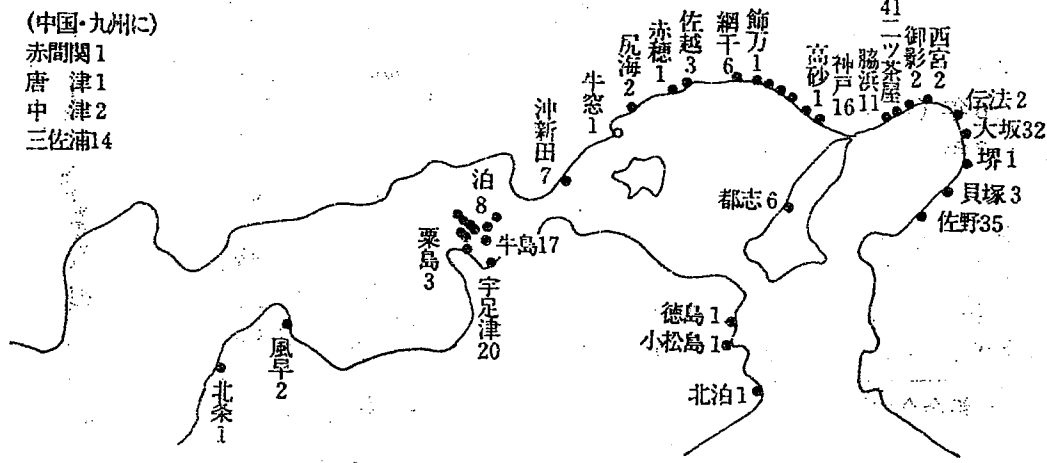


表17 享保4年今子浦の讃岐船(入津順)

浦名	船持	乗組人
宇足津浦	六左衛門	8
"	文右衛門	8
塩飽尻浜浦	吉郎右衛門	14
"	清五郎	14
"	牛島半兵衛	15
"	笠島善太郎	15
"	"	15
"	"	17
"	泊浦惣兵衛	16
"	山牛(丸尾)里甚清	13
"	"	17
"	広島浦伊清	14
"	"	14
"	"	14
"	立石浦半權	16
粟島	浦島七	18
宇足津浦	六左衛門	8
塩飽牛(丸尾)浦	六右衛門	16
"	泊浦長左衛門	14

「船番所記録」(田島家文書)より。

(3) 享保七年三月二十五日、笠島の吉左衛門一六人乗りが越前御城米
 (4) 享保八年四月十六日、笠島の利太夫一五人乗りが越前御城米
 (5) 享保九年三月二十七日、山西久の里右衛門一五人乗りが丹後御城米
 (6) 享保十年三月十三日、牛島の丸尾六左衛門一六人乗りが丹後御城米
 (7) 享保十一年四月二十二日、塩飽の三右衛門一五人乗りが越前御城米
 したがってこのころは、まだ御城米輸送の役目がかなりあったものと思われる。
 この記録で注目されるのは、船籍地が瀬戸内東部に集中しており、文安二年(一四四五)『兵庫北関入船納帳』の場合と似ている点である。図2をみると、讃岐では宇足津が二〇艘でもっとも多く、やはり、文安二年の『兵

庫北関入船納帳』宇多津四七艘の場合と同じである。次いで牛島一七艘、泊八艘など塩飽に集中している。上方では佐野三五艘から大坂・牛窓まで各浦々に集中していて、瀬戸内の港の発達傾向をも示しているように考えられる。

三 牛島の廻船業

牛島の廻船 塩飽諸島の廻船業の中で、牛島は丸尾五左衛門と長喜屋に代表され、特筆すべきものである。牛島の船は、室町時代の記録(『兵庫北関入船納帳』に塩飽・手島・さなぎが出てくる)には出ていないが、丹後半島(京都府)の今子浦の記録には一七艘が出ている。享保四(一七二九)年(一七二九)の間である。享保四年には、塩飽の尻浜浦・青木・笠島・泊・広島・立石の船とともに、牛島の半太夫、甚左衛門、清兵衛、嘉兵衛、定右衛門があり、享保十一年までに一七艘がある。このうち甚左衛門は、丸尾の船で幕府の御城米を積んでいた。また享保十年三月十三日には、丸尾六左衛門一六人乗りは、丹後の御城米を積んだ。今子浦の記録では、大坂三二艘、神戸一六艘など東瀬戸内海の諸港が中心になっているし、讃岐では宇足津二〇艘を中心に、塩飽や粟



正徳2年「廻船会合控帳」
(長徳院極楽寺蔵)

の積石数が、四万八七五〇石積みであり、中でも丸尾五左衛門が八艘、長喜屋伝助六艘、同権兵衛三艘、同伝兵衛一艘と、牛島では丸尾と長喜屋が船持ちの中心であることがわかる。

表18 牛島と五左衛門の廻船

年 代	五左衛門の船	
	牛島の船数	艘
延宝3年(1675)	75	8
元禄6年(1693)	45	13
宝永2年(1705)	49	12
享保元年(1716)	47	15
享保5年(1720)	45	13
享保6年(1721)	43	12
享保13年(1728)	23	9
享保19年(1734)	20	9

「廻船会合控帳」(長徳院極楽寺文書)より。

表19 牛島の船持と船(延宝5年)

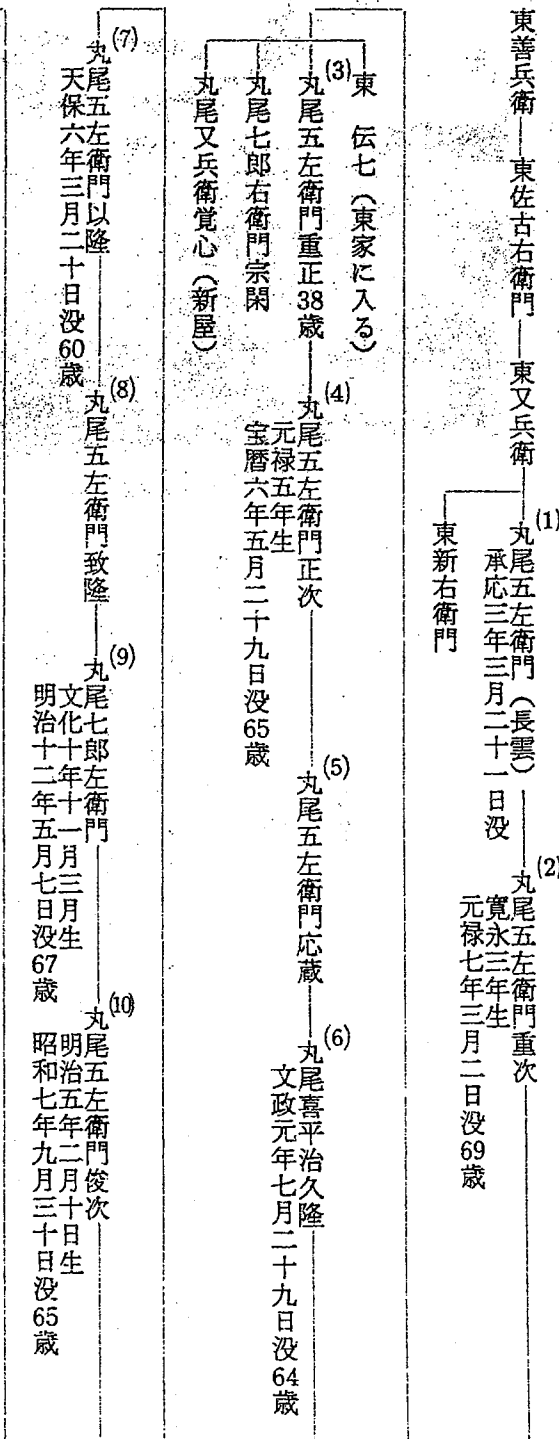
船 持	積石数	
	艘	石積
丸尾五左衛門	8	6,150
長喜屋伝助	6	3,600
長喜屋権兵衛	3	2,200
長喜屋伝兵衛	1	470
次郎兵衛	6	3,920
市左衛門	4	286
長兵衛	3	2,220
彦左衛門	2	1,520
加右衛門	2	1,500
五郎兵衛	2	1,470
(以下伊左衛門ら33人の船持)		
合 計	75	48,750

「廻船会合控帳」(長徳院極楽寺文書)より。

島があつて、中世の文安二年(一四四五)と港の分布は一致しているのである。したがって、中世から近世初頭にかけては、東瀬戸内海の諸港が発展していたといえるのである。牛島の船は、延宝三年(一六七五)と同五年が七五艘でもっとも多く、元禄六年(一六九三)から享保六年は四〇艘台でなっており、しかし享保十三年からは二〇艘台で半減している。これは、塩飽の廻船業が幕府の政策変更によって大きく影響を受けて衰微していったことと関係しているであろう。延宝五年

丸尾家 丸尾家は丸屋といひ、系図によると祖先は東姓で、もと肥後国(熊本県)の武士であつた。天正期(一五七三〜九一年)に阿蘇家の重臣「東掃部介」といふものがいるが、この人が丸尾家系図の「善兵衛」か「佐古右衛門」であろうといわれる。また肥後国の加藤家、加藤右馬允の家臣「東勝右衛門」は五人扶持で、これが丸尾家の初代五左衛門であろうともいわれる。

丸尾家系図 数字は世代数 (多度津町丸尾家文書より)



東家がどうして丸尾家になったかは判然としないが、丸尾家では五左衛門長雲を初代としている。三代五左衛

表20 丸尾家の廻船

船名	船頭名	入津年月日など
藥愛味	師宕丸	丸尾半兵衛 寛延3年11月12日入津
		丸尾善右衛門 寛延4年4月4日入津、7日出帆 " 4年7月26日入津
住盛朝	徳丸	丸尾半右衛門 宝暦元年4月4日入津
		又八兵衛 宝永2年11月11日入津
		儀兵衛 安永4年3月11日入津
住盛朝	吉徳丸	丸尾平右衛門 宝暦4年6月26日入津、29日出帆
		丸尾七右衛門 安永3年4月6日入津、8日出帆
		丸尾久次郎 天明元年7月24日入津、29日出帆

柚木学編『諸国御客船帳』より。

表21 借用証文の内容

年代	金額	内容	宛て名
宝永3年10月	50貫	1か月1歩5朱の利子 10月までに蔵米で返納	丸尾理兵衛
宝永3年10月	37貫300目	1か月1歩5朱 10月までに蔵米で返納	丸尾理兵衛
宝永7年9月	85貫300目	3か年で返却	丸尾五左衛門
享保5年12月	51貫396匁	1か月2歩半 秋米出来次第返却	丸尾五左衛門 代、丸尾市兵衛

多度津町丸尾家所蔵文書より。

した「客船帳」がある。浜田（島根県）の清水屋の客船帳には表20のように六艘がみえる。そして帆印には何も示していないので、丸尾の船は無印である。

また東北の酒田の沖の飛島の客船帳にも五左衛門の名が出ているので、日本海方面への活動があったことがわかる。しかし活動の内容には、幕府の米（御城米）を積んだとあるのは明らかでない（第十一章六節参照）。

別に丸尾家には、肥後細川家に金子を貸した借用証文の写しが四通残っている。「請取申先納銀之事」というものであるが、内容は表21のとおりである。

一か年ほどで支払うようになって

して享保元年（一七一六）には一五艘ともっとも多くなっている。牛島の廻船数と船持ちが減少しても五左衛門の持ち船は減少せず、むしろ大型化し、九〇〇石から一〇〇〇石積み以上になっている。ところが、幕府が御城米の運送を塩飽廻船から江戸商人筑前屋作右衛門の請負にした享保六年を境として、牛島の船も四三艘から二三艘へ、五左衛門の船も一二艘から九艘へと七年間に急に減少している。やはり幕府の政策変更の影響と思われる。

各地の史料から丸尾家の活躍状況を調べてみよう。湊々の船問屋が、得意先の船名や帆印、入津年月日を記入



丸尾五左衛門の屋敷跡

門重正の兄に東伝七があり、東家を継いでいるので、東家と関係ある家系である。初代五左衛門は、秀吉の朝鮮出兵に参加して功績があったが、のち浪人となり、大坂へ上る途中この牛島沖を通り、ここに住むことを決意したといわれる。一説には、牛島で漁業をしていたが、「無限の鐘」をついてから利益を得て廻船業に乗り出したという。丸尾家では、二代五左衛門重次から四代五左衛門正次までの三代がよく栄えたといわれる。

牛島の里浦には、海に接するように五左衛門の屋敷跡がある。約一〇坪の屋敷は重厚な数段の石で周りを築いている。ここに明治中期まで、母屋と長屋門があり、出身地肥後国の大名細川氏を迎えたと伝える「御成門」が移築されて残っている。

五左衛門の船は、延宝三年（一六七五）八艘、元禄六年一三艘、そ

ているこの金子も、予定どおりには返却されなかった。のちに文政五年（一八二二）になって、大神丸忠右衛門、栄徳新造平五郎、八幡丸徳太夫、永寿丸桑吉の名で請求している。この二二三貫余の返済を一〇年間として、一年二二貫ずつ、そして肥後の米を大坂へ運送するとき、塩飽の船を使ってほしいといっている。しかしその後の結果は不明である。

のちに年寄が入札によって選出されるようになると、六代丸尾喜平次久隆は寛政五年（一七九三）から文化二年（一八〇五）まで年寄を勤めた。こののちにも文政五年から天保五年（一八三四）まで、さらに万延元年（一八六〇）ころまで、年寄を勤め、丸尾家は廻船業だけでなく、島の政治にもかかわるようになった。

五左衛門の信仰と説話 五左衛門は、各地の寺や神社に多くのものを奉納している。

- (1) 牛島長徳院極楽寺へ 観音堂愛染明王 宝篋印塔 一切経蔵（元禄六年） 石灯笼（寛延三年） 不動尊像
- (2) 牛島八幡宮へ 石灯笼（元禄十五年八月）
- (3) 本島正覚院へ 観音寺仁王門 観音菩薩
- (4) 金刀比羅宮へ 茶堂

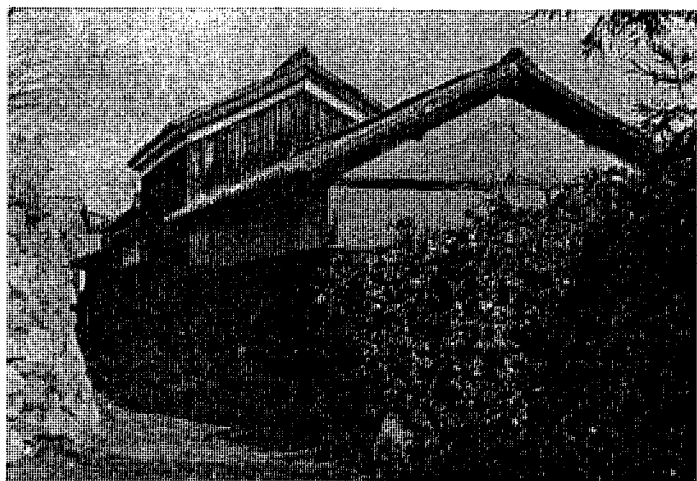
釣灯笼（正徳五年六月）牛島の丸尾又八郎ら三〇人の奉納

また説話には、五左衛門がついて出世の糸口となった「無限の鐘」、高価な杖をもっていたという「珊瑚の杖」、持ち船を並べて山からみたという「金の扇」とか、「観世音菩薩の化身」などがある。なぜか仏教説話的なものをもっている。

長喜屋 牛島で丸尾五左衛門とともに船持ちの中心であったのは長喜屋である。屋敷は海岸にある丸尾家から少し入ったところにあり、今も立派に残っている。

丸亀市史、2 近世編

16 図説



長喜屋の家

表22 延宝3年の長喜屋の船

船主	船数	積石数
長喜屋 伝助	2	1,540
"	1	860
"	1	650
"	1	430
"	1	120
長喜屋 権兵衛	1	880
"	1	760
"	1	560
長喜屋 伝兵衛	1	470
(牛 島)	75	48,750

「船入諸事之帳」（長徳院極楽寺文書）より。

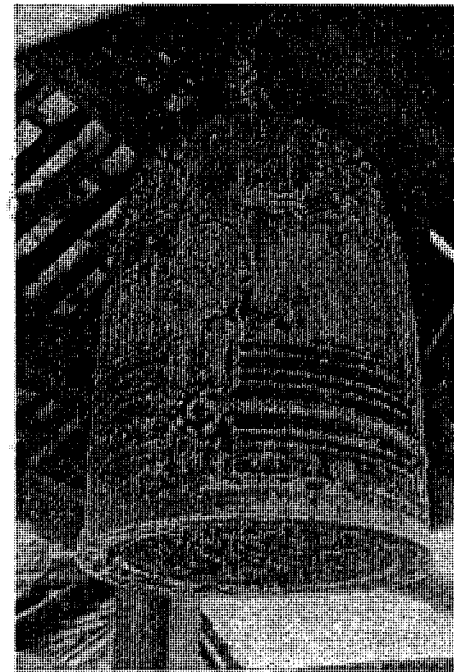
延宝三年（一六七五）、牛島に七五艘、四万八七五〇石の船があった中で、長喜屋伝助は六艘、三六〇〇石、権兵衛は三艘、二二〇〇石、伝兵衛は一艘、四七〇石であって、丸尾と並ぶ塩飽きっての船持ちであった。

これは西廻り航路による幕府の御城米運送に従っていたものと考えられる。それも元禄期以降、幕府の廻米体制の変更によって廻船数が減少してきた。元禄十六年（一七〇三）には、四五艘、四万七七〇石となり、一艘平均九〇〇石積みと一〇〇〇石積み近く、大きな廻船になっていたことがわかる。その中で長喜屋吉之助は六艘、五七九〇石、伝助は五艘、四四二〇石、長右衛門は四艘、三七六〇石である。長喜屋三軒では一五艘、一万三九七〇石と丸屋の一三艘、一万二二一〇石より多くなる。この元禄十六年には、丸屋と長喜屋で牛島の船の六〇割以上を占めていて、この両家に集中していることがわかる。

表23 元禄16年の長喜屋の船

船主	船数	積石数
長喜屋 吉之助	6艘	石 5,790 (1,010 980 970(2) 950 910)
長喜屋 伝助	5	4,420 (1,010 950 850 830 780)
長喜屋長右衛門	4	3,760 (1,010 990 910 850)
牛島	45	40,770

「廻船会合控帳」(長徳院極楽寺文書)より。



無限の鐘 (長徳院極楽寺蔵)

その後の長喜屋三軒の船数の変化をみると、長右衛門は、享保六年(一七二一)まで四艘、伝助は同年まで五艘と変化はなかったが、享保十三年には一艘になっている。吉之助は享保元年七艘に増加したが、同五年六艘、同六年五艘、同十三年以後三艘と減少している。丸尾五左衛門が一三艘、一万一二一〇石から享保十九年(一七三四)には九艘、八四〇〇石になっているのと共通している。

こうして牛島において、一つは廻船が一〇〇〇石クラスの大船に集中していく中で、丸屋・長喜屋に集中していくことがわかる。もう一つは、全体の廻船数が、享保六年から十三年にかけて、にわかには減少していることである。これは塩飽廻船全体についても示される傾向であった。

ところで長喜屋は、長徳院極楽寺に例の「無限の鐘」を奉納し、八幡宮にも灯籠を奉納している。

四 廻米政策の変更

商人請負 二〇〇艘をもつ塩飽廻船は、日本海沿岸の幕府領の米を運送する中心的な役割を果たしていた。しかし、このような幕府の「御用船」という直雇方式に、大きな変更が出てきた。享保五年(一七二〇)九月、東廻り航路について次のような指示が出た。

北国・出羽・奥州当子御城米の東海江戸廻の儀、筑前屋作右衛門差配に申付け候間、書面の直段を以て、作右衛門案内次第、廻船はとどこおりなく差出べく候、もつとも新造より七年までの丈夫なる船を差出べく候、これに続いて、翌年享保六年(一七二一)九月、塩飽廻船が中心である西廻り航路についても次のような指示があった。

越後・能登・出羽・奥州・常州当丑御物成、東海廻りならびに越前西海廻りの儀、筑前屋作右衛門へ差配申付候間、書面の直段を以て、作右衛門案内次第、廻船をとどこおりなく差出すべく候、もつとも新造より七年までの丈夫なる船を差出べき候

そして船足は六寸とした。このときは、越後・能登・出羽の東廻り江戸廻米運賃は、一〇〇石につき金一九両(正月(三月十五日)と金一八両(三月十六日(四月二十日)、そして越前西廻りの江戸廻米運賃は、金一七兩二分、同大坂廻りは金一二兩一分であった(『体系日本歴史』(叢書交通史))。

これらは、筑前屋作右衛門が用意した廻船に御城米を東廻り、西廻りを問わず積みませるということである。廻船の調達には、運賃割が採用されている。したがって、特定の廻船だけでなく、町船や商人の所有する廻船を雇

うことにしている。その後の御城米廻船の入札をみると、次のような点が挙げられている。

- (1) 五畿内・中国・西国一円にわたって、御城米廻船の入札を求めている。
- (2) 近年一般には、一か年に限る請負であるが、運賃が安価ならば、二年三年の請負もできる。
- (3) 廻船の数は、多少に関係なく、一艘二艘でも、五、六艘でも、船持ちであれば入札できる。
- (4) 今までは大坂で船改めをしていたが、御城米積みの港でも、陸揚げの港でもよく、運賃が安くなることは、いつでも船改め代官に申し出ること。近年とくに米価が下がっているから、米価に準じて安い運賃とするこ
と。

〔御城米廻船入札之事〕享保十二年六月

これは、河村瑞賢以来の西廻り航路の幕府の方式を大きく変更することであった。すなわち御城米は、幕府が直接雇った廻船を利用するという幕府直雇方式から、廻船問屋すなわち商人請負（この場合、筑前屋作右衛門）という雇船方式への変更になったのである。これによって「御用船」と指定され、御城米運送の中心であった塩飽廻船の特権はなくなったのであり、牛島でみたように、享保七年からは廻船が減少していくのである。幕府としては、より優れた廻船を雇い、より安い運賃で運送し、航海の安全を図ろうとしたのであり、塩飽廻船のその後に大きな影響を与えた。

塩飽の請願 こうした廻船問屋すなわち商人請負方式は、すでに元禄期からあり、次のような二回の請願が出されている。元禄十年（一六九七）五月には、塩飽総船持組頭の七郎兵衛と喜兵衛が願書を出した。

国々の御城米を百姓直廻しになった以後は、西国・北国から江戸へ廻す御城米は残らず塩飽船に積むよう仰せつかった。近年は御米を積む指示はなく、塩飽の船は「明船」になり、困窮が続いている。そこで運

賃の儀は、江戸入札の直段並に石高七万五千石宛に仰付け下されば有難く存じ奉り候

〔元禄十年五月十二日〕
〔元禄十年五月十二日〕

続いて同年七月には次のように述べている。

- (1) 廻米運賃は、寛文十二年（一六七二）出羽御城米の江戸廻し一〇〇石につき金十六兩二歩で二歩から一兩の高下であった。これは船具の調達費・水主の運賃・小判両替の高下などによるものである。しかし町人は一〇〇石に銀二匁引き下げてくる。塩飽は請負いたくても遠方であるので願い出る余裕がなくて、塩飽廻船が高い運賃となる。

- (2) 元禄七年（一六九四）に出羽・越後御城米船が空船で破船した時、摂州伝法船十艘を都合したが、一〇〇石に金十五兩にもなり、塩飽廻船は金十二兩一分で安かった。

- (3) 町人請負の廻船は、全国の大名米運送の船であるので、常の仕事以上の仕事になる。しかし塩飽廻船は、御城米運送が第一の仕事で、毎年九月頃より他の仕事をやめて御城米専用になっている。しかし近年は米を積むことが少なくなつて困窮しているので七万五千石の米を積めるようにしてほしい。

〔奉願口上之旨〕
〔元禄十年七月〕

こうした二度の願書からみると、塩飽廻船が中心となった幕府の御城米運送の直雇方式は、元禄十年にはすでに崩れようとしていることがわかる。それは、大名の米（御蔵米）の大坂への運送に雇われた廻船の進出によるところが大きいということである。

幕府は廻米体制に次の二点から対応を考えたときされる（〔楠木学編「近世廻米体制と塩飽廻船」『近世海運史の研究』〕）。第一は正徳二年（一七一一）ころ、御城米運送船に破船が多いことである。そこで商人荷物を運送する廻船から丈夫な船を選び、水主も練達

した者を採用し、荷物も過積みしないようにしていけば破船もなくなると考えた。第二は廻船の運賃が高いという事である。そこで運賃入札を採用したのであり、すでに元禄期から試みられ、享保五、六年（一七二〇、二一）にかけて完成した。

塩飽の請願は、時代が下り寛政元年（一七八九）にもあった。それは、塩飽高見島の甚之丞と牛島の長十郎が奉行に出したものである。それには、かつて二〇〇艘もあった塩飽廻船は、幕府の米や大名の米、商人荷物等を運送してきたが、廻米制度が変わり享保六年の筑前屋作右衛門の差配する船に積ませるようになって生活が苦しくなった。そこで廻船も二〇艘ほどになったので、幕府の御用水主の仕事をするのにも困難になってきた。新しく廻船三〇艘を新造したので、金三万両を借用したいというものである。幕府はこの願いには応じなかった。

その後の塩飽 幕府の御城米を直雇方式により運送する中心になっていた塩飽廻船も、商人請負方式に変更されることによって大きな影響を受けた。その後の願いも成功しなかった。享保六年（一七二一）十月八日には、泊浦の治郎右衛門ら二三人によって、今までどおり船方六五〇人の水主役の相続への願いを出した（田本家）。そこで塩飽廻船がどのようなものになったかについて、次のようなものがある。

当嶋の儀、先年は廻船多数御座候、御公儀の御用は勿論、船稼を第一に渡世仕候、しかる所、六、七十年以来廻船減少仕、船稼も数少なく、嶋中の者多くは大工職仕、年分他国へまかり出渡世仕候、

（藤井家文書寛政元年）
（作恐奉願上口上）

これによると、塩飽廻船の水主は、大工職を中心として他国の船稼ぎに出ている。ときには漁民になった者もあったという。こうして秀吉の朱印状以来、幕府の御用船として活動してきた塩飽廻船にも大きなかげりが出てきたのである。

第三節 年寄による政治

一年寄四家

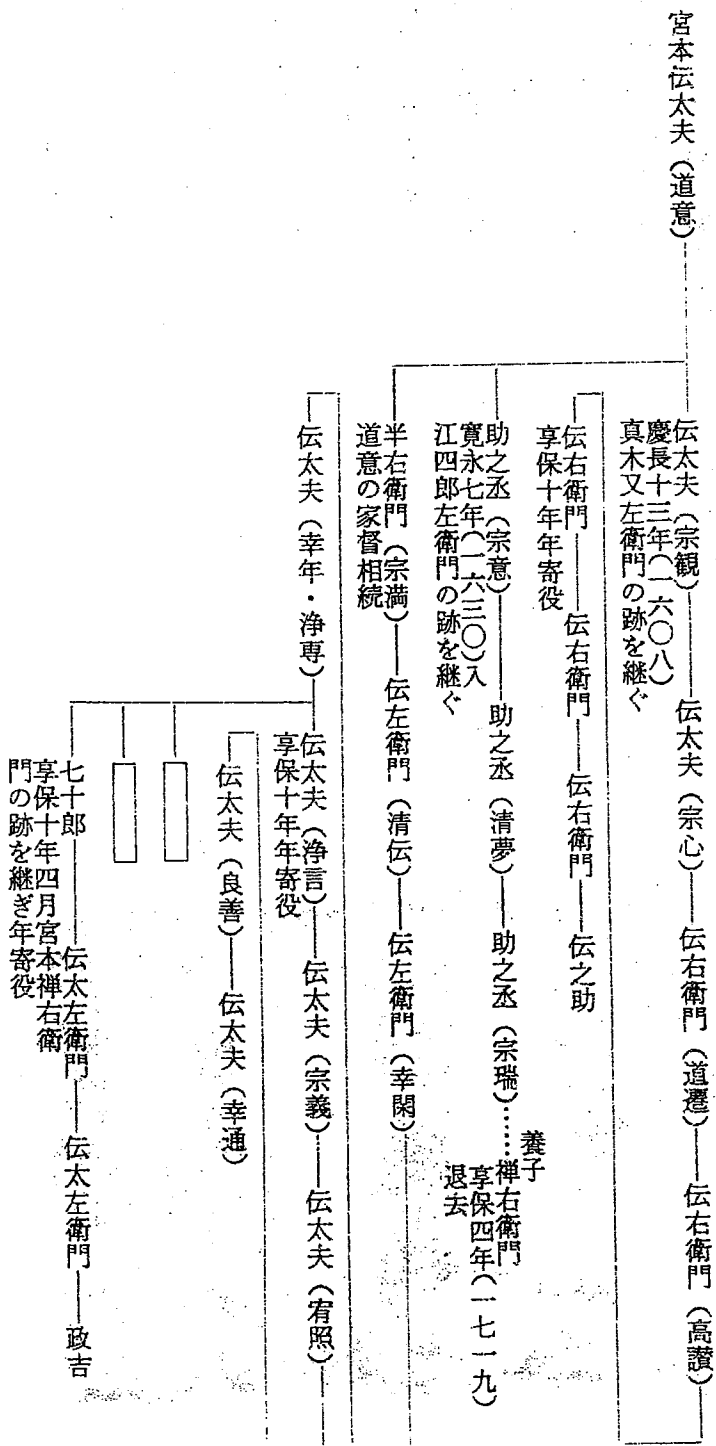
宮本家 天正年間（一五七三、九一）にすでに年寄として出ている家であり、中世末期に活動していたものと思われる。その墓は泊にあり、塩飽諸島でもっとも壮大なものとなっている。まず中世末から宮本伝太夫（道意）が活動していた。その子伝太夫（宗観）は、真木又左衛門の跡を継いで年寄になり、次男助之丞は、入江四郎左衛門の跡を継ぎ年寄になった。したがって、伝太夫（道意）の跡は、三男半右衛門（宗満）が継いだ。そこで一時は宮本三家で年寄三人を占めていたことがある。

伝太夫は、居宅・長屋など一二二坪、田畠一五石余で、伝右衛門の五〇坪、四斗余、助之丞の八七坪、三斗余に比べてかなり大きいものであったことがわかる。彼は、天正十八年二月、入江四郎左衛



宮本家の墓（本島町泊）

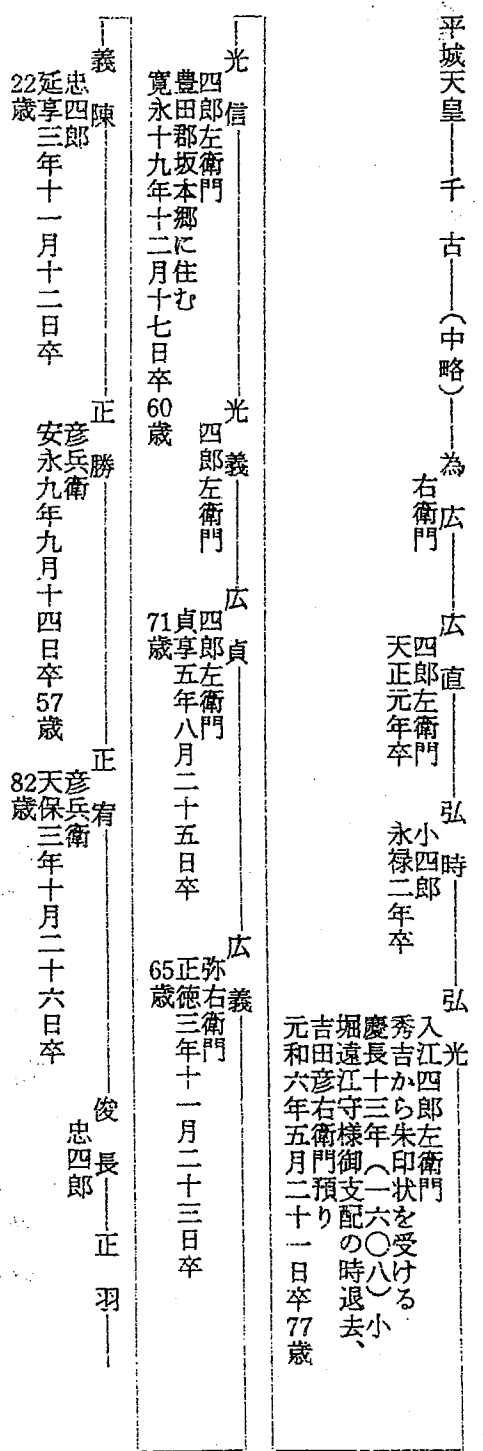
宮本家系図（真木信夫『瀬戸内海に於ける塩飽海賊史』より）



門と協力して秀吉から朱印状を得るのに成功し、続いて家康の朱印状を得るのにも努力した。本島町泊に宮本家累代の供養墓がある。中央のもっとも高い墓が寛永四年（一六二七）に立てた初代伝太夫のもので、高さ三竈、幅〇・九竈ある。その左右は半右衛門以下一族のものである。墓の下部と台石の前に、狛犬や蓮華を彫刻しており、位牌形の特徴あるものになっている。

入江家 入江家は、平城天皇からの家系で、広直のときに四郎左衛門と名乗った。

系図（「大枝姓入江氏家譜」などにより作成）



その孫の弘光は、入江四郎左衛門と名乗り、宮本伝太夫とともに秀吉から朱印状を受けることなどに努力した。「塩飽島御朱印之次第」によると、島高一〇三〇石の内訳は表24のとおりである。

真木又左衛門と吉田彦右衛門は、四〇石で「きもいり」であるのに対して、入江四郎左衛門は八〇石、宮本伝太夫は二九〇石であり、入江・宮本両家とも年寄となっている。また同史料には次のようにある。「天正十八年二月、寺沢越中守殿御取次ニ而太閤秀吉公之御朱印、宮本伝太夫・入江四郎左衛門以戴仕候事」。これは二人が秀吉の朱印状を得るのに努力したことを示している。また秀吉亡き後には、家康から御朱印を受けることにも努力している。

表24 御朱印知行割

石	水夫 650 人
30	庄屋
40	肝煎真木又左衛門
40	肝煎吉田彦右衛門
80	年寄入江四郎左衛門
190	年寄宮本伝太夫
石	寺社領へ
田高25	

「塩飽島御朱印之次第」
(入江家文書)より。



入江四郎左衛門の墓 (本島町泊)

家康公ニハ大津より京都へ御移り、夫より九月二十五日大坂西之御丸へ御入遊ばされ候、其節宮本伝太夫・入江四郎左衛門、御朱印頂戴仕度義寺沢志磨守……二十八日御朱印以戴被仰付候……
(入江家文書「塩飽島御朱印之次第」)

写真に入江四郎左衛門の供養墓である。元和六年(一六二〇)子の光信が立てたものであり、三・六層の位牌形で下部にはやはり狛犬と蓮華が彫られている。

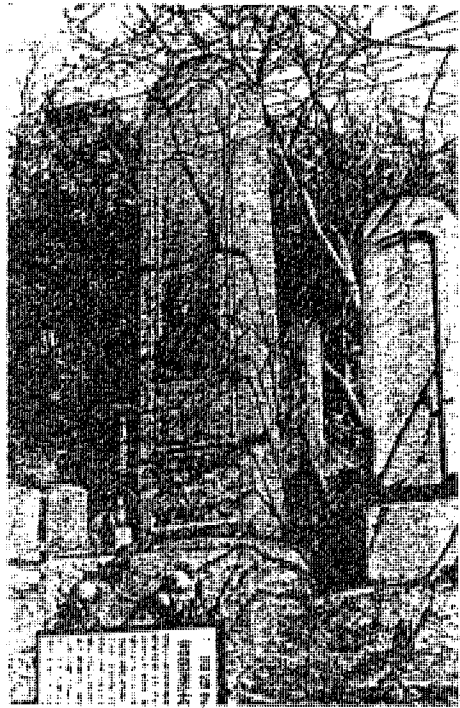
吉田家・真木家 吉田家は代々彦右衛門を名乗り、寛政のところまでは、宮本家とともに年寄を勤めていた。

系図(真木信夫『瀬戸内海に於ける塩飽海賊史』より)

吉田彦右衛門(雅楽)——彦右衛門(淨貞)——彦右衛門(淨心)——彦右衛門(禪覚)

茂兵衛
入江四郎左衛門退去後、仮相
続、次いで宮本助之丞に譲る

革に努力した高島惣兵衛の墓がある。
真木家は、又左衛門のとき、年寄を勤めていたが、天正十五年(一五八七)、寺沢越中守御支配のときに塩飽を退去している。



吉田家の墓 (本島町笠島)

写真の吉田家の墓は、笠島に下る峠にある。寛永四年(一六二七)、子の家長が立てたもので、高さ三・三層、幅〇・七層の位牌形をし、下部に狛犬、台石に蓮華と鶴亀花瓶を彫っている。向かい合って寛政の改

彦右衛門(淨範)——彦右衛門(貞広)
享保十年年寄役
彦右衛門(貞明)——彦右衛門(貞豊)

一 島中法度

法 度 延宝八年(一六八〇)三月、代官吉左衛門より次の法度が申し渡された。

塩飽島中法度之事

一この以前より度々仰せ出だされ候諸事ご法度の趣、ならびに先役より申し付けられ候法度、いよいよもって相守るべきの事

一 耶蘇宗門^{ヤソウ}ご禁制の通り相守るべく、五人組中油断なく吟味をとぐべく、訴人いたすにおいては、御定のごとくご褒美下さるべきは申すに及ばず、ころびの者にも村中にこれ有れば、申し来るべく、もし隠しおき、脇より訴人これ有れば五人組はもちろん、品により村中曲事に仰せ付けらるべく候、婿・嫁取りは宗旨相改め縁組つかまつるべし、もつとも下人等召し置き候とも、宗旨改め寺請取の確かなる者召しかかえ申すべく候、ならびに行人・乞食そのほか、何者によらず、その所にこれあれば、念を入れ相改め不審なる者候わば、申し来るべき事

一 公儀急ご用の儀は、夜中をきらわず、きつと相ととのえ申すべく候、常々のご用も油断なくこれを相勤むべき事

一 公儀御役の水主六百五十人の分、何時もご用次第出候様に不断覚悟つかまつるべく候、島中の水主・大名・小名によらず、他所より雇いに来り候とも、この方へ断りなくして、一人もやとわれ申すまじく候、商人の回船にやとわれかせぎし者は、格別たるべき事

付、御役水主六百五十人の内、他所へ奉公に出候事は申すにおよばず、住宅を替え他国へ引越し候事、堅く停止たり、御役加子の外の者も、船頭梶取水主の内、御用に立つべき者、島を立ちのき他所へ参り候は、年寄へ相断り、年寄共方よりこの方へ断り申し来るべく候、総じて島中の人数、みだりに他国へ引越し候儀、堅く停止たるべき事

一 諸回船の儀、公儀ご法の越^越、きつと相守り申すべく候、もし違背せしむれば、曲事たるべき事

一 四人の年寄の内一人宛年行司を相定め、公儀ご用ならびに島中の用事万端引請け、残三人の者にも相談いたし、精を入れ肝煎申すべく候事

一 出入これ有る時は、四人の年寄、双方を召し寄せ相尋ね、島にて済むべき事はらち明け申すべく、その上滞る儀候わば、年寄の内二人は両方の公事人を召し連れ、まかり上るべき事

一 前々より有り来りの制法、相背き申すまじき事

一 何事に依らず、徒党を結び、神文申し合せをいたし候儀、堅くご停止たるの条、若し違背の輩これ有り候えば、親子たりとも申し合わず、きつと申し出ずべく候、その品によりご褒美下さるべきの事

一 一人の売買一円つかまつるまじく候、付けたり、男女奉公人年期の儀は十方年に限るべく、もちろん請人これ無き下人はかかえおくべからざる事

一 博突^{博突}わざの諸勝負一円ご停止たり、もし人集めつかまつる者これ有れば、年寄庄屋五人組會議を遂げ、その子細この方へ申し来るべき事

一 その所の者の儀は申すにおよばず、他所より手負ならびに欠落者来るにおいては、親類兄弟いかようのよしみたりとも吟味を遂げ、その子細書付きつと申し来るべき事

一 盗人ならびに悪党これあれば、さつそく申し来るべく候、たとい同類たりといふともその科^科をゆるし、ご褒美下さるべく候、あらわして訴人まかりならざる候儀これ有れば、ひそかに申し来るべく候、その上訴人の者に、盗人悪党のゆかりよりあだをなさざるように申し付くべく候、もし隠し置き脇より訴人出有り候えば、その者の儀は申すに及ばず、品により庄屋五人組まで曲事たるべき事

一 盗賊人これ有らば、なりを立て、郷中の者さつそく出合いとらうべし、隣郷に悪党これありて、追い来ればこまた油断無く出合いとらえ申すべし。ならびに盗人の贓物見出し聞き出し候わば、年寄庄屋五人組へさつそくその届これあるべく、いずれも油断無く立ち合ひ、詮議を遂げ念を入れ書付差し上ぐべく候、

遅滞せしめ吟味いたさざるにおいては曲事たるべき事

一他所より参り候者、煩候事これ有るにおいては、その者の出所の委細を相尋ね口書つかまつり、よくよく看病いたすべく、自然相果て候えば、年寄庄屋組頭立会し、かの者の道具相改め封を付け置き、さっそく注進つかまつるべく候、その外何者によらずしきりに煩出で候か、酒に酔い候か、常詰に倒れ伏す者、これ有るにおいては、介抱せしむべき事

付、何者によらず、その領内にて頓死または辻切に相成り候者これ有れば、年寄庄屋組頭立合い相改め、ご法のごとく番の者を付け置き、これをさらし申すべく候、その内在所しれ死人請取りたしと申し来れば、年寄庄屋相談の上、死人在所の者方より、少しも申し分これ無き由念を入れ、確かなる手形を取り相渡し、その子細この方へ申し来るべき事

一盗物預り候か、または買い取り候わば、その科の軽重をはかり、あるいは籠舎・追放あるいは死罪たるべき事

一百姓ならびに下人下女、自害の事これ有れば、年寄庄屋へ相断り、自害の傷を見せ申し分これ無き様にかまつるべく候、但し自害人の様子不審なる事これ有りて、穿鑿つかまつる儀は早々告げ来るべき事

一諸牢人ならびに異法つかい置き申すまじく、その外何者によらず、不審なる者に一夜の宿も貸し申すまじく候、もちろん借家かり候は確かなる請人を取り貸すべき事

付、所の生れの者たりというとも、年久敷他所に住居これ有り、所へ立ち帰り候は吟味いたし置き申すべき事

一他所へ商売に参り候は、その段吟味を遂げ吉利支丹改帳に委細書き添え、これを差し上ぐべき事

一男女老若にかぎらず、あるいは欠落候か、あるいは見えざる者候えば、相尋ね行方知れざるにおいては、きつと申し来るべく、田畑家財衣類などこれ有るにおいては、さっそく年寄庄屋組頭五人組吟味いたし、少しも散らさざる様に念を入れ、相改善添えこれを差し上ぐべき事

一鉄砲みだりに打つべからざる事

一山林みだりに伐り採り申すまじく候、もちろん面々かかえの山林、四壁の竹林なりとも、これまたみだりに伐り採り申すまじき事

一水論、野山・浦方境目、猟場に付出入でき候わば、即刻申し来るべく、喧嘩つかまつるまじく候、その外何様の儀にても喧嘩出来の時、親子たりともその場へ出合い申すまじく候、もし不似合の刀・脇差・弓・槍・鉄砲を持ち出る者これ有るにおいては曲事たるべき事

付、何事によらず争論いたす時、加勢つかまつる者これ有れば、本人よりそのとがめ有るべき事
一勸進・能・相撲・あやつり類の見物もの留め置き、諸人群集ならびに傾城の類に一夜の宿をも貸し申さず、もつとも不似合の遊山つかまつるまじく候、もし相そむく者これ有るにおいては即刻申し来る事

一衣類の儀御仕置の通り、庄屋は絹・紬、百姓は木綿類の外、えり・帯等にもいたすべからず、嫁取・婿取・仏事・祭礼等かるくいたし、総じて奢りたる儀つかまつるまじき事

付、年寄の外不似合の刀・脇差さし申すまじき事

一公儀を軽んじ、ご法度を用いず、役儀を怠り、年寄・庄屋の下知に従わず、父母に不孝、親類縁者等に不和にて、悪事にたずさわり、他の公事に荷担いたし、事にも成るまじき儀を申し立て、脇の者をすすめ出入を好み、わがままなる者、これ有るにおいては申し来るべく候、詮議の上曲事に申し付くべき事

一 請人これ無き質物はこれを取るべからず、たとい請人これ有るといふとも、下値なる質物は吟味いたし、庄屋組頭五人組へ相断りこれを取るべき事

一 公儀ご用の儀は、われら墨付をもって申し遣すべく候、手代ならびに下々に至るまで、墨付これ無く候わば、一夜の宿をも貸し申すまじく候、もちろんいか様の儀申し候とも承引申すまじき事

付、ご用これ有りてまかり越し候わば、われら屋敷へ何時によらず勝手次第に参り断り申すべく候、われら差図にて手代所へ参り候儀無用たるべき事

一 何によらずその時の相場より下値なる物は、請人を取り買い申すべく候、もちろんうさんなる物は買い申すまじき事

付、振売に持ち来り候諸道具、その外何にても、不審なる物は買い置き申すまじき事

一 諸売買何にても、合座を相定め候儀つかまつるまじき事

一 老若男女によらず強く相煩い、書置きいたさせしかるべき者には、年寄庄屋五人組親類に油断無く申し届け、書置きいたさせ、もつとも右の者共加判いたし、念を入れてこれを封じ置き、以来出入これ無き様につかまつるべき事

一 道・橋は油断無く修理つかまつるべき事

一 常々油断無く五人組相改め、不審なる者これ有れば、たとい親子たりといふとも、隠し置かず早々申し出ずべく候、もし隠し置き脇より現わるるにおいては組中の曲事たるべき事

右の条々違背せしむるにおいては、きつと曲事たるべき条、下人等へも切に読み聞かせ、この旨相守るべき者也

延宝八申年三月十二日

松村吉

塩飽島中

(真本信夫「瀬戸内海に於ける塩飽海賊史」)

近世を通じて、幕府や諸藩はこうした法度を繰り返し出している。塩飽の場合、御用船方としての性格を基本にして出されているのが特色である。

まず今まで出された法度の内容を守ること、キリスト教は禁止であるので五人組の中でよく吟味し、下人を置くときもよく寺請取の確かな者にする事、そして御用水主の六五〇人の分は、いつでも命令に應ずるようしておくこととか、水主は他所へ雇われないこと、奉公にも出ないこと、他国へ引越しをしてもいけないこと、水主以外の者でも船頭・楫取・水主に役立つ者が島を出るときは年寄に相談すること等、全体的に塩飽の者が他国へ引越することは禁止している。やはり幕府の必要なときに、いつでも御用水主として役立てることを条件としている。また廻船は、幕府が出した「廻船式目」に背かないようにすることあり、別にこれを示している。

四人の年寄は、一人ずつ年行司を決め、ほかの三人に相談しながら政治することあるのは、「塩飽島中仕置事」(承応三年)と同じである。また衣類は、庄屋は絹・袖を使用し、農民は木綿のほかは、襟・帯もしてはいけない、嫁取・仏事や祭礼は軽くし、派手になることをきびしく禁止している。その他、島中の争い、盗人、外来者の死亡などの処理、徒党・博奕などの禁止も決めている。

享保十四年(一七二九)九月、川口奉行横山左門からは次のものがある。これは元文元年(一七三六)のもの

とほぼ同一である。

定

一公儀御法度の儀は申すに及ばず、前々支配の面々より諸事申し渡し候法式の通り、いよいよきつと相守るべく候、なかんずく人別組合の儀毎年相改め帳面に書きのせ候御定書の通り違失これ無き様につかまつるべく候

一御定の役水主六百五十人の分、御用の節は何時にてもさしつかえ無くまかり出で候様、かねて第一に心掛くべき事

一島中回船御城米御用木の請負人へ貸船致し荷物積み候わば、海上わけて入念すべく、たとい難風に会(遭)い船破損に及び荷物はね捨て候とも、相残る分少しも紛失これ無き様に方角の港へ着け、浦御定法の差配受くべく候、もつとも所の者と馴れ合い不筋なる儀つかまつらざる様に、船頭加子共へ申し含むべく候、並びに南買荷物運賃積等同前たるべく候

一他国船島内にて破損または荷打船等これ有り、島内の港へ着け、差配の儀これ有る時は、御定法の通り取り計らうべし、たとえ船頭加子共不筋なる話申しかけ候とも、毛頭相对致すまじく候、早速年寄共へこれを訴え、差図受くべき事

付、他国の商船島内へ着け商売致し候とも、心得がたき売物は一切買い取り申すまじく候、万一島内にて不応の売買つかまつる者これあるに於ては、見聞き次第庄屋へ相ことわり、年寄方へ申し聞くべく候、若し隠し置き後日に相聞き候とも、当人は申すに及ばず、五人組合の者共まできつと曲事申し付くべき事

一島中の水夫島中の回船にやとわれかせぎとして他国へ往来の儀は格別、あるいは諸大名衆その外いず方より水夫大勢雇い候とも、この方へ無断にて遣し申すまじく候、並に回船船にも数艘かり候者これあるかまたは老艘にても借り船いたす者これあり候わば、その積荷物等船の遣し方承り、たとえ運賃高値に候とも、心得難き儀候わば、早速四人年寄に申し聞き、なおまたこの方へ相断り差図を得べき事

付、六百五十人役水主株を抱きおり候者の内、かせぎとして他国へまかり越し、病死または海上の難死等これある節は、何浦の者にていか様の難死に及び候段、書付差し出すべく候、並に島中回船小船共有り来りの外に、新造古船にかぎらず船数相増し候わば相断るべく候、若し大小の船ともに難風に会(遭)い行方相知れず、または破船等これあり候わば、その品具書き付け差し出すべき事

一公儀の御法度を恐れず私の意趣をもつて、徒党を企て不実なる事を申し立て来り、年寄庄屋をかるしめ、わがままなる儀致す者これあるに於ては、礼明をとげきつと申し付くべく万端年寄並に庄屋の差図を受くべく候、惣じて島中へ申し渡す候儀は年寄へ下知し、年寄共より島々浦々の庄屋並に末々へも相達すべき旨申し付け候、もつとも御用の儀年寄より庄屋共へ相触れ候わば、遅滞無く相集め承知せしむべく候、並に出入訴訟等これある節は、その所の庄屋をもつて年寄へ相達し了見受くべく候、年寄庄屋へ相談をもつて相済まし難き儀は、年寄共よりこの方へ注進の上より裁許せしむべく候、万一この趣を相そむきまかり出る者これあるに於てはもつとも取上げに及ばず、追って違背の筋吟味を遂ぐべし、若しまた年寄庄屋理不尽に押し留め、難渋の訳これあるに於ては、その旨直ちに申し出すべし、双方詮議の上申し付くべく候事

付、年寄共四人の外刀を指し候儀、並に諸浪人かくまい置き候事、堅く停止の事

一嶋に数年住居の者、渡世の勝手として他国へ引越し度き届これあるか、または島々へ由緒これあり越し来り住居せしむべき者これ有れば、その品を書き付け差し出すべく候、並に他国より島方へ由緒これ無き者、または諸勸進越し来り候わば見付け次第その所の庄屋へ断り、早速渡り来り候所へ送り帰し候、若しよんどころ無き儀これ有り一夜は留め置き候共、翌朝早々送り帰すべき事。

閏 九月

左門 印

塩飽 島中

(真木信夫『瀬戸内海に於ける塩飽海賊史』)

ここでは、御用水主としての塩飽への内容が中心となっている。まず公儀御法度や支配所から出た命令を守り、五人組合は毎年改めることを命じている。御用水主六五〇人は、命令があれば、いつでも出られるようにするところが第一であるとする。したがって、他国へ雇われていけないことを原則としている。

また法度に従わなかったり、徒党を企てたりすることを禁止している。そして島中へ申し渡すことは、年寄から島や浦の庄屋へ連絡する順序をとるので、庄屋は人々を集めて承知させること、争いごとは庄屋・年寄を通じて申し出ることとあるように、塩飽の政治の仕組みについてもふれている。

高札場 このような「法度」「定」は、慶安元年(一六四八)から寛政十一年(一七九九)まで一回出されてきている。まず幕府(奉行)から年寄へ来る。それを年番・庄屋へ伝え、人々を集めて知らせるか、浦々にある高札場に張り出して承知させる方法をとった。

高札場は、今も泊・笠島や手島などに残っている。壁には木が打ち付けられてあり、キリスト教禁止などに書いたものか和紙に書いたものを張っておくようにした。

三 年寄の訴訟

寛永の訴訟 塩飽の政治の中心となっていた年寄も、年を経て意見の対立をみることがあった。宮本助之丞をめぐる問題が寛永七年(一六三〇)から起こってきた。この年八月、將軍秀忠から塩飽への朱印状を得ることに成功した助之丞は、老中稲葉正勝から島一人の年寄にするという指示を得たという。

島一人年寄に申付ける間、いよいよもって御公儀御事別けて大事にぞんじ奉るべく候

これによって助之丞は、他の三人の年寄を排除する方向に走った。さらに島民を私事の勞役に駆使することなどがあつて島民から反抗された。

寛永八年十一月日 志わく嶋中加子舟頭々指出書

付

こうして寛永八年(一六三一)十一月、小堀遠州に

対して次のような訴訟を提出した。

寛永八年十一月日 志わく嶋中加子舟頭々指出書

付

一塩飽宮本助之丞殿去年江戸ニテ塩飽を上様お知

行に下され候と申され先年に相違御仕置迷惑つ

「指上申書附控」(塩飽勤番所蔵)

かまつり候

条書覚

一 嶋中検地打ち申され候事

一 先年より家屋敷地子通分に御座なく候取申され候事

(中略)

一 正月ふれ状をまわし、嶋中加子舟頭より礼錢百文銀子にては一匁八分と定め御取成候

一 助之丞内の者までをし入あきないつかまつり候事

一 広島山の年貢、先年八丁銀一四七匁に相定り候ところ助之丞代より一貫と定め御取り成られ候、助之丞内、喜右衛門・市右衛門の礼錢として銀子一五〇匁取申され候事

(中略)

一 助之丞御屋方立申に付て、広島山之材木大小合せ七七〇本余り年貢の外に御きり御取成られ候

一 御屋方立申に付て、嶋中の加子舟頭に大分石を取らせ石垣をつかせ成候、正月の初より五月まで島中の者ども通分に迷惑つかまつり候事

一 百姓屋敷の廻りに御座候、竹木切御普請に成られ候

一 嶋中上り下り船御留置、御屋方の道具その外御用の物積ませ成られ候

一 助之丞上方へ御登成られ候時、加子仰せ下され候船乗の儀にて候へば内に居申さず候事多く御座候……一日に銀子三分ツ、百姓前より御取り成られ候

一 荒れ申山島に年貢取り申候事

(以下略)

寛永八年十一月日

塩飽嶋中

加子舟頭

このほか、与島に藪山があり、その下草ばかり拾っても銀子三三匁取られたこと、手島山の年貢が二二匁一分であったのに、助之丞の代から三三〇匁になったこと、山西にある塩浜と山には年貢がかからなかったが、助之丞から塩浜を島にして年貢をとるといっているので願いますと、両所とも取り上げ他国の者に売るといったこと等を挙げています。そしてこのことを助之丞に申し上げると、塩飽は先年は代官所の支配であったが、今度は助之丞の知行になったので、これに背くものは曲事であるといったという。そこで「右の趣の分聞こし召され前世の如く仰付下さるべく候」と願いをこめています。

この願いは聞き入れられて、塩飽はもとの四人の年寄の統治が認められた。

享保の訴訟 寛永の訴訟の後も、年寄の政治に対する訴えがあった。明暦二年(一六五六)には、年寄の私曲、土地取り込みについて訴えがあり、万治二年(一六五九)には、泊浦の検地について年寄一人が固執することへの訴えがあった。

享保二年(一七一七)二月、吉田彦右衛門・宮本伝右衛門・宮本伝太夫の三人の年寄が、高谷太兵衛の下代長谷川郷八へ訴えた。これには次のようにある。

宮本助之進(丞)身持わがままご座候に付、向後相たしなみ候様仰せ付けられ下さるべく書付を以て申し上げ候事

まず天満の内樋上町の屋敷について、先年御当地番所松平隼人正ら四人の塩飽小豆島支配のとき、この屋敷は塩飽島へ預かりになった。しかし助之丞は、この屋敷は我が建たせたものという。これについて私どもには何の相談もなかったし、助之丞は私親どもには伯父になるが、吟味の上、この屋敷を御公儀に召し上げてほしいと

願っている。

次に助之丞は、私どもへ「助之丈」と改めたと申したが、私どもは先年より四人の者が名を改めるには、御支配様へ申し上げることになっているので、このことを助之丞にいつても聞き入れず、御支配様へもこの名を使用した。年寄の書状判形もせず迷惑している。

また去る正月十二日、助之進が備中から養子を迎えると申し出てきた。これも御支配様にも申し出ていないよ
うなので、我ら年寄相談の上養子を認めることにしたという。

やはり助之丞は、朱印状保持者としての権威をもっていたためであろう。享保七年（一七二二）九月にも、年寄の仕方不正で、物入りが多くなり、加子役も負担が多くなり退転する者が多いと訴えている。